

《男女共同参画プランよっかいち 2015～2020》  
後期 平成 30 (2018) 年度～平成 32 (2020) 年度

---

四 日 市 市

平成 3 0 年 1 2 月

## 目 次

### 第1章 男女共同参画プラン見直しの趣旨と背景

- 1 男女共同参画プランの見直しにあたって ..... 3
  - (1) 男女共同参画プラン見直しの趣旨
  - (2) 男女共同参画プランの位置づけ
  - (3) 男女共同参画プランの計画期間
  
- 2 男女共同参画プランの見直しの背景 ..... 5
  - (1) 市民意識調査からみた四日市市の現状
  - (2) 市民意識調査と男女共同参画プラン前期期間の評価からみる課題

### 第2章 男女共同参画プランの基本的な考え方

- 1 男女共同参画プランの基本的な考え方 ..... 16
  - (1) 基本理念
  - (2) 男女共同参画プラン推進にあたっての重要な視点
  - (3) 基本目標
  - (4) 男女共同参画プランの体系
  - (5) 今後充実強化を進める項目

### 第3章 施策の推進と実施事業

- 1 男女共同参画社会実現のための意識づくり ..... 24
- 2 社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進 ..... 30
- 3 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり ..... 39
  - (四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画)
- 4 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり ..... 53

### 第4章 男女共同参画プランの推進にあたって

- 1 推進体制 ..... 59
- 2 目標指標の説明及び参考指標一覧 ..... 61

- 参考資料 ..... 65

# 第1章 男女共同参画プラン 見直しの趣旨と背景

第1章では、前期計画期間の「男女共同参画」の進捗を点検し、現在の状況を整理するとともに、そこから見える課題を明らかにします。



# 1 男女共同参画プランの見直しにあたって

## (1) 男女共同参画プラン見直しの趣旨

本市では、「男女共同参画社会基本法」及び「四日市市男女共同参画推進条例」に基づき、平成 27(2015)年 3 月に、平成 27(2015)年度から平成 32(2020)年度までの 6 年間を計画期間とする「男女共同参画プランよっかいち 2015~2020」(以下「プラン」という。)を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、市民との協働により取り組みを進めてきました。

この間、国においては、平成 27(2015)年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が成立し、平成 27(2015)年 12 月には、「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

また、三重県においても、平成 29(2017)年 3 月に「第 2 次三重県男女共同参画基本計画」を改訂し、新たに女性活躍推進法に基づく推進計画としても位置づけています。

本市では、こうした状況を踏まえ、プランを「女性活躍推進法に基づく市町村基本計画」として位置づけるとともに、平成 29(2017)年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果を反映させるため、プランを見直すものです。社会情勢の変化や男女をとりまく環境の変化に対応するプランとすることで、少子化対策にも寄与することを目指していきます。

## (2) 男女共同参画プランの位置づけ

1. 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」、及び「四日市市男女共同参画推進条例」第 9 条第 1 項で定められた「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」に位置づけられるものです。
2. 本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」に位置づけられるものです。
3. 本プランの基本目標 2「社会のあらゆる場における男女共同参画の推進と女性活躍」の重点課題 1「女性の政策・方針決定過程への参画」、重点課題 2「男性の家事・育児・介護等への参画」、重点課題 3「ワーク・ライフ・バランスの促進」は、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく、市町村推進計画に該当するものです。

「男女共同参画プランよっかいち 2015~2020」  
後期 平成 30(2018)年度~平成 32(2020)年度

「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村基本計画

### (3) 男女共同参画プランの計画期間

このプランは、平成27(2015)年度から平成32(2020)年度までの6年間を計画期間としていますが、概ね中間年度にあたる平成29(2017)年度から平成30(2018)年度に、「女性活躍推進法に基づく市町村基本計画」として位置づけ、社会情勢の変化等に対応するため見直しを行いました。

## 2 男女共同参画プラン見直しの背景

### (1) 市民意識調査からみた四日市市の現状

本市は平成29(2017)年8月に、市民を対象とした男女共同参画に関する意識調査を実施し、次のような現状と課題を把握することができました。

(※資料「四日市市男女共同参画に関する市民意識調査」平成25年8月、平成29年8月)

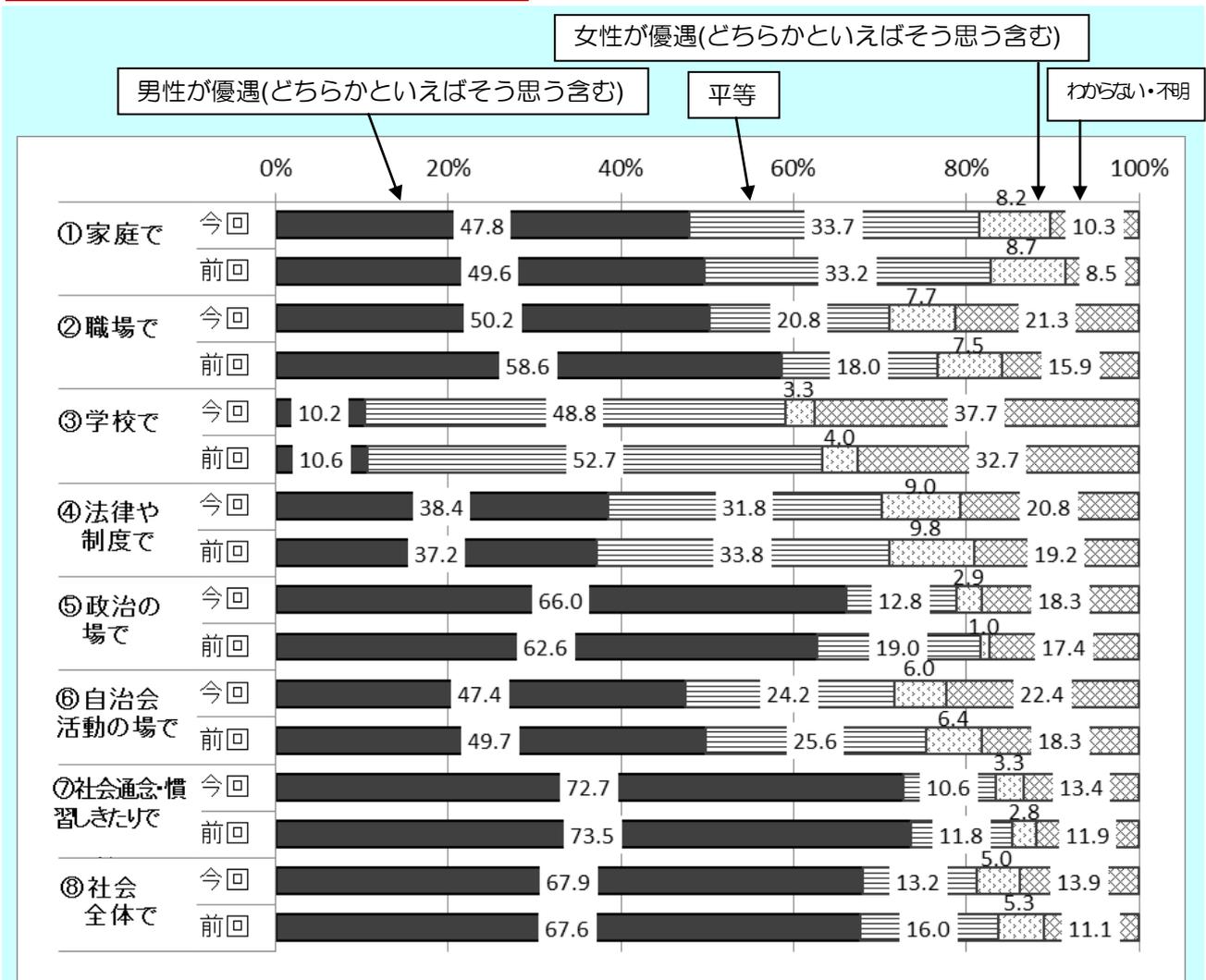
#### ①男女の平等感は若干後退し、依然として男性優遇とを感じる人が多い状況

現  
状

「男女平等」と感じている人の割合は、「社会全体で」わずか13.2%と前回の16.0%を下回りました。各分野別でも、「家庭で」と「職場で」以外では前回調査に比べて減少し、特に「政治の場で」の減少幅が大きくなっています。

一方、「男性のほうが優遇されている(どちらかといえばそう思う)を含める」と感じている人の割合は、「社会全体で」67.9%と依然として多く、分野別では「社会通念・慣習・しきたり」が最も高くなっています。前回調査との比較では、「政治の場で」、「法律や制度で」の分野では「男性優遇」が増加し、「職場で」、「家庭で」、「学校で」、「自治会活動の場で」の分野では減少しています。なお、今回の調査では、「わからない」「不明」の回答が増加しています。

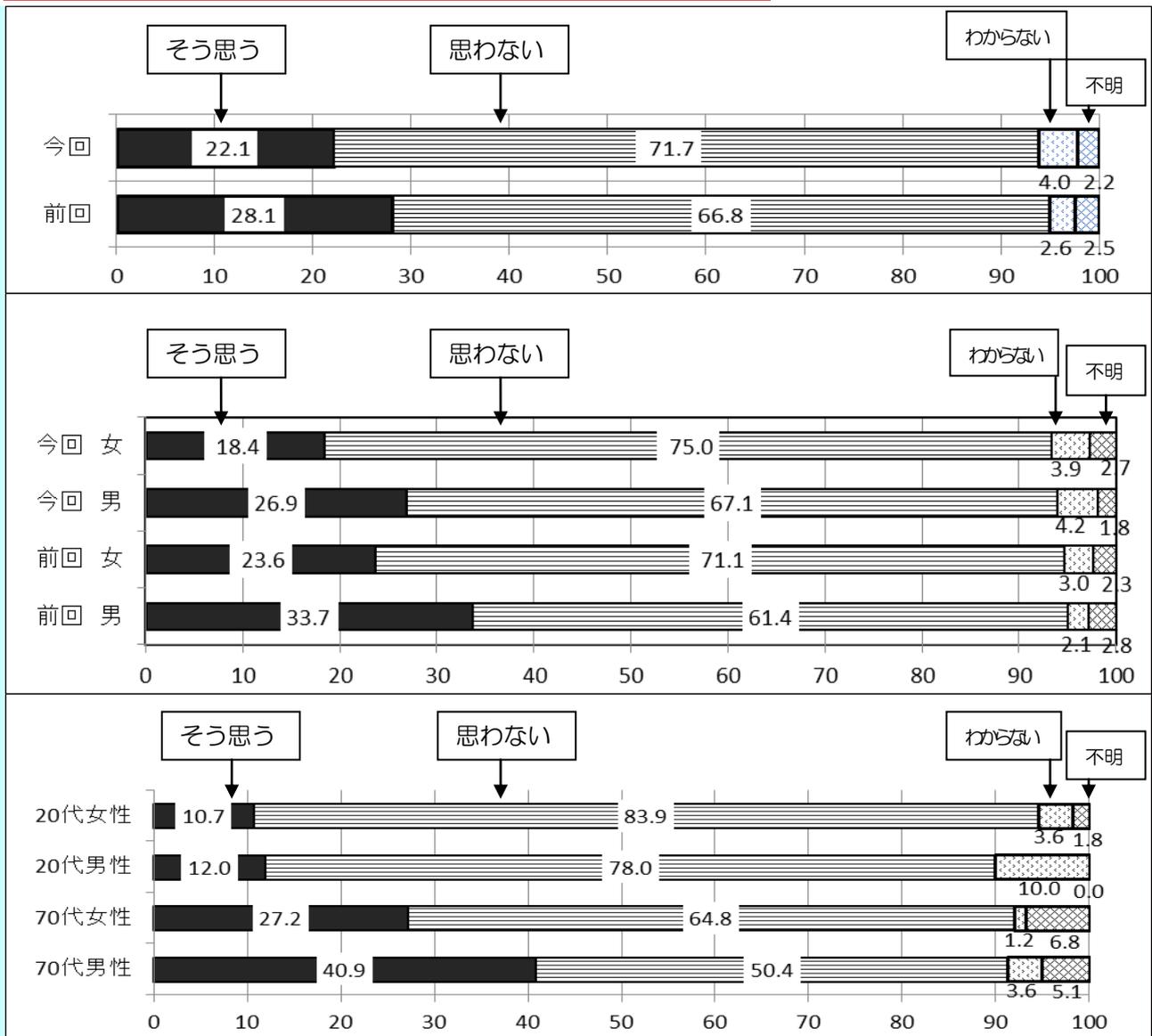
#### 各項目別の分野における男女の平等感について



## ② 固定的性別役割分担意識は徐々に解消されつつある

**現** 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方を持っている人は、全体で22.1%と前回調査時に比べ、6.1ポイント減少しています。性別で見ると、男性のほうが女性よりも「そう思う（どちらかというそう思うを含める）」と考えている人が多くみえますが、前回調査時に比べると男女とも「そう思う（どちらかというそう思うを含める）」と考えている人の割合は減少しています。また、男女とも年代が上がるほど「そう思う」傾向にあります。

### 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方について



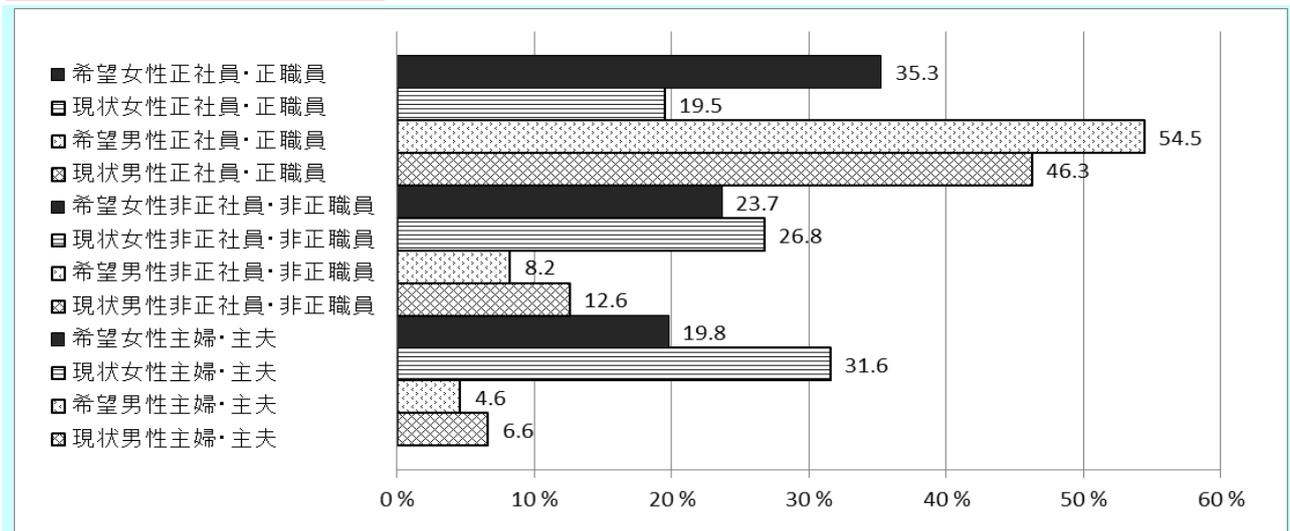
## ③ 就業形態における希望と現状の差は女性のほうが大きい

**現** 就業形態の希望と現状をみると、女性の方が男性に比べて希望と現状の差が大きくなっています。正社員・正職員を希望する女性は35.3%になりますが、実際に正社員・正職員として就業している女性は19.5%と15.8ポイントの差があり、男性の8.2ポイントに比べ差が大きくなっています。また、主婦を希望する女性の割合19.8%に対して、現状は31.6%の女性が主婦を担っています。就業形態の希望と現状が異なる理由として、全体では「働く場がないから」が

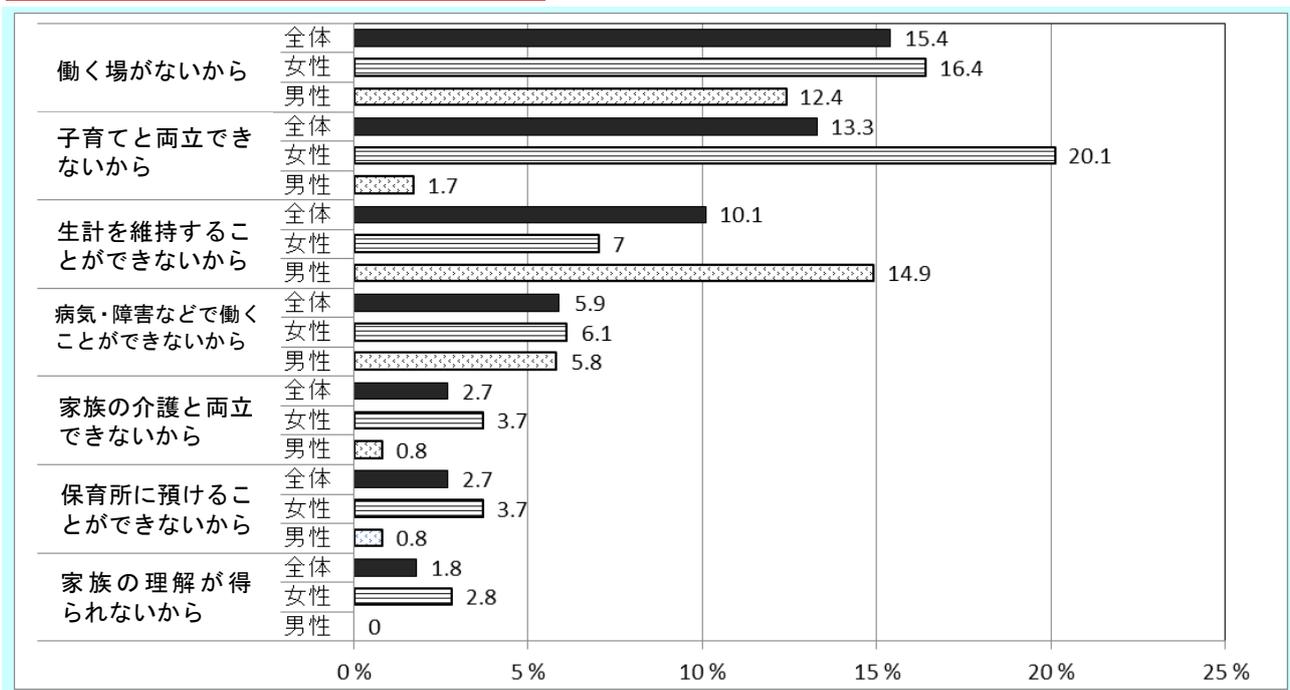
現状

多い理由でしたが、性別でみると、女性では「子育てと両立できないから」、男性では「生計を維持することができないから」がそれぞれ一番多い理由となっています。

就業形態の希望と現状（抜粋）



就業形態の希望と現状が異なる理由（抜粋）



④男性の若い年代では育児休業を取得したいという意識が高い

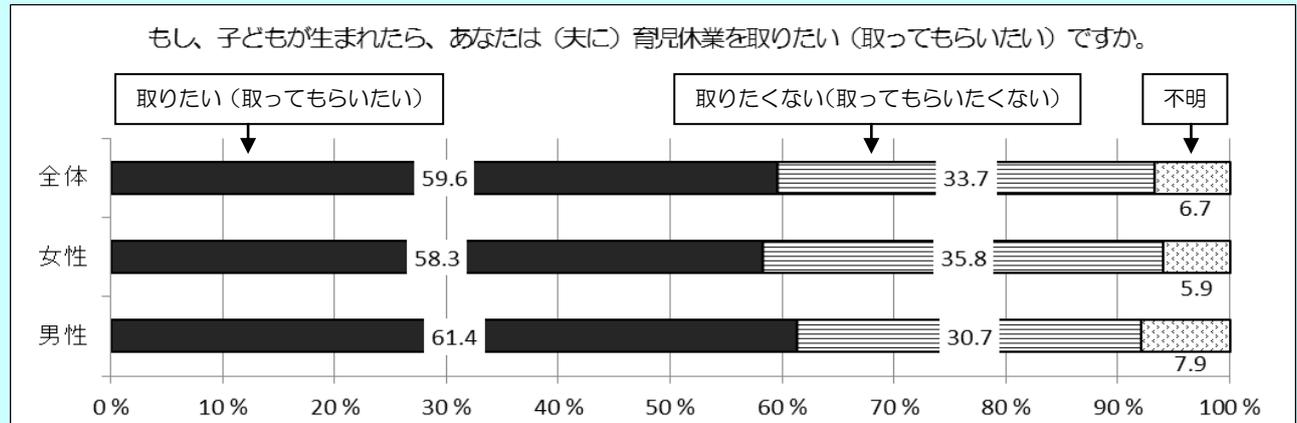
現状

男性の育児休業について、全体では59.6%が「取りたい（取ってもらいたい）」となっており、性別でみると、男性よりも女性の方が「取りたくない（取ってもらいたくない）」の割合が高くなっています。性別・子どもの年代（一番下の子ども）別にみると、男性では、子どもの年代が「就学前」、「小学生1～3年生」だと「取りたい（取ってもらいたい）」の割合が75.0%以上となっており、女性では、「取りたい（取ってもらいたい）」の割合が「就学前」で58.0%、「小学生1～3年生」で47.6%と、男性と比べて20ポイント以上の開きがありました。「取りたくない（取ってもらいたくない）」の理由として、男女とも一番多かったのは「収入減の心配があるから」で、次に、男性では「復職時、仕事や職場の変化に対応できないと思うから」であるのに対し、女性では「取得する必要性を感じていないから」となっています。また、職

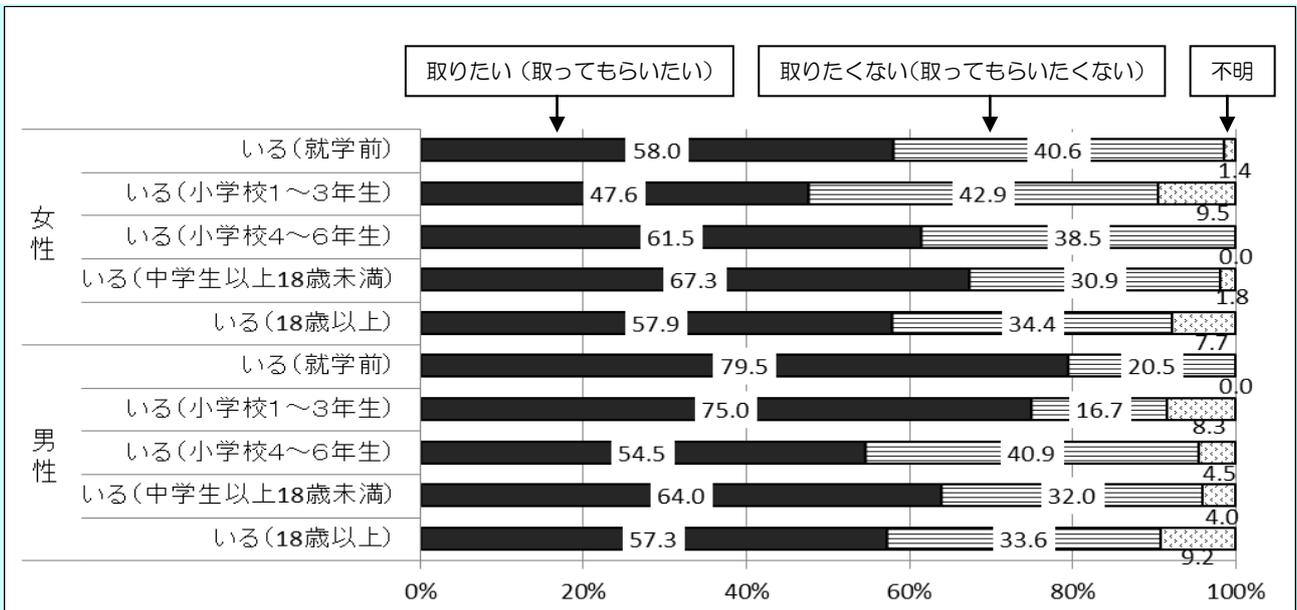
現状

場における男性の育児休業の取りやすさについて、「取りやすいと思う」と感じているのは、全体の11.4%となっており、「取りにくいと思う」と感じているのは41.5%となっています。

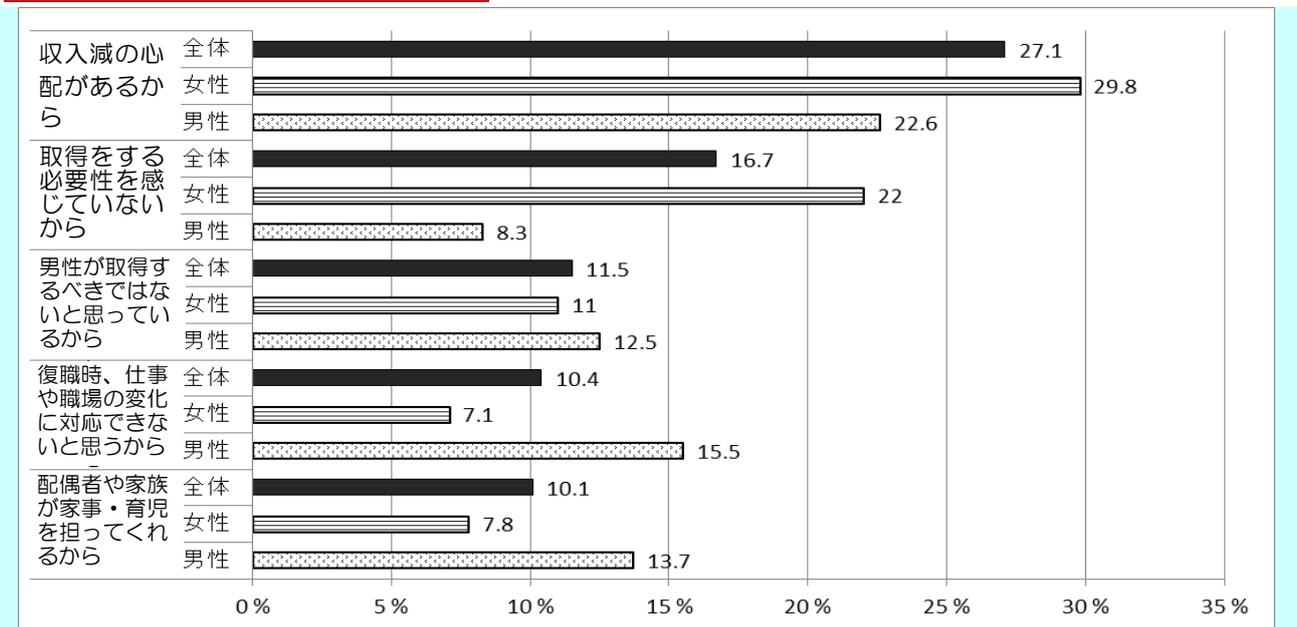
男性の育児休業についての意向



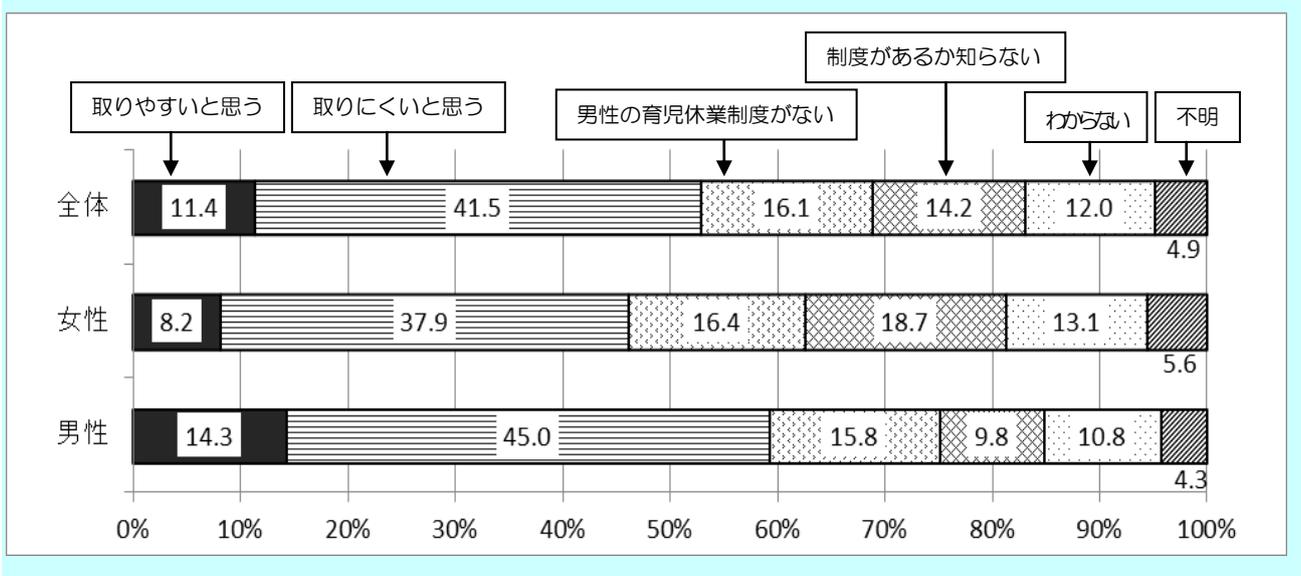
性別・子どもの年代(一番下の子ども)別



男性の育児休業に否定的な理由(抜粋)



職場における男性の育児休業の取りやすさ

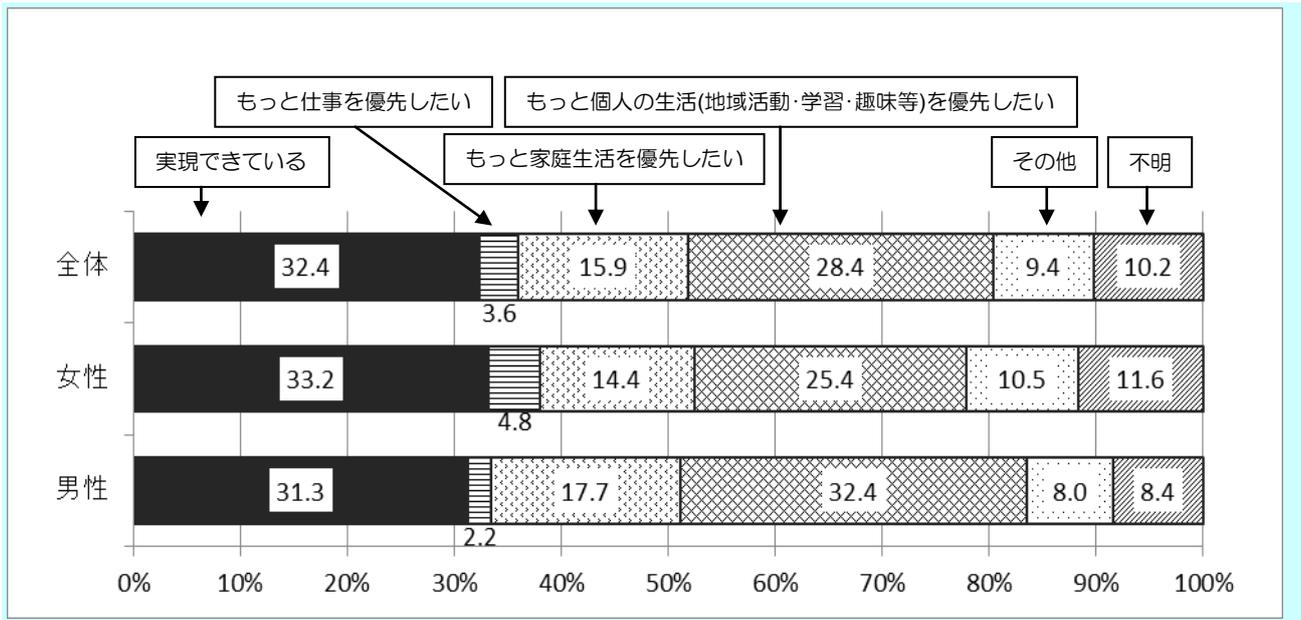


⑤ワーク・ライフ・バランスを実現している人は約3割

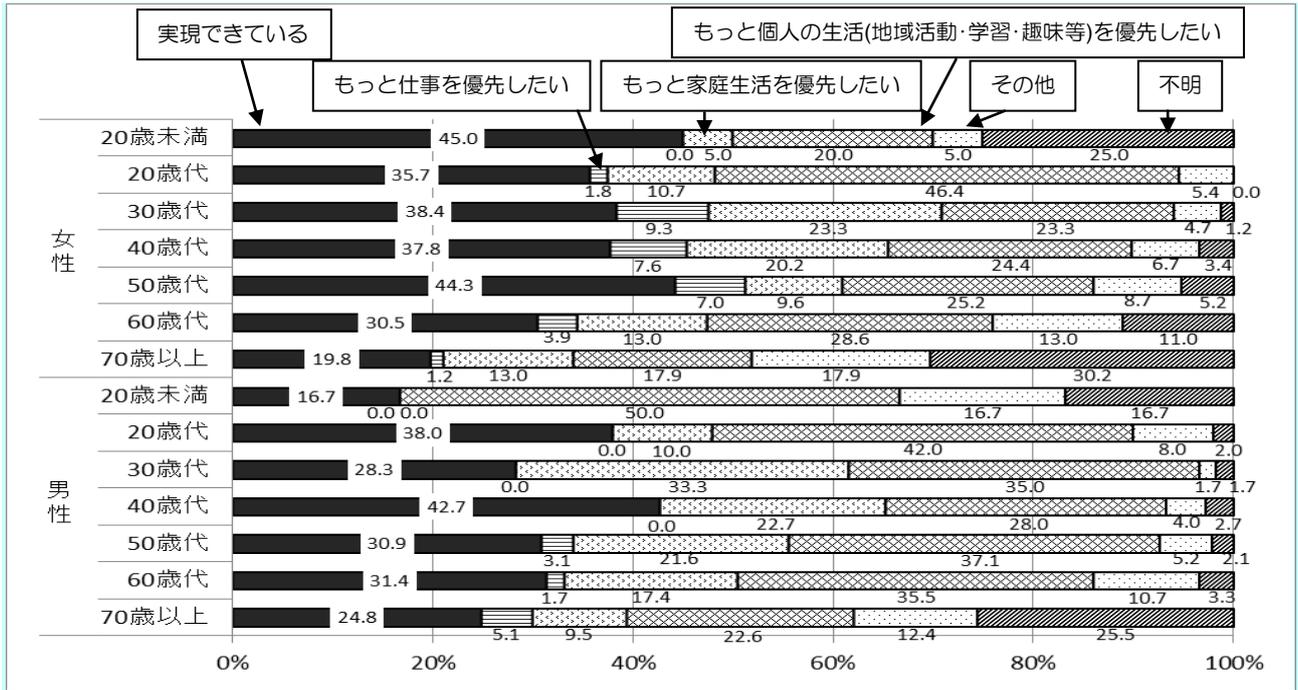
現状

全体で 32.4%がワーク・ライフ・バランスの実現ができており、性別で見ると女性の方が若干「実現できている」割合が高くなっています。また、男性の方が「もっと個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）を優先したい」の割合が高くなっています。年代別にみると、女性では「20歳未満」、「50歳代」で、男性では「40歳代」で「実現できている」の割合が高くなっており、また、女性の「20歳代」、男性の「20歳未満」、「20歳代」で「もっと個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）を優先したい」の割合が高くなっています。また、「もっと仕事を優先したい」の割合は、男性の「20歳未満」から「40歳代」まで0%であるのに対し、女性は「30歳代」から「50歳代」で1割弱となっています。

ワーク・ライフ・バランスが実現できているか



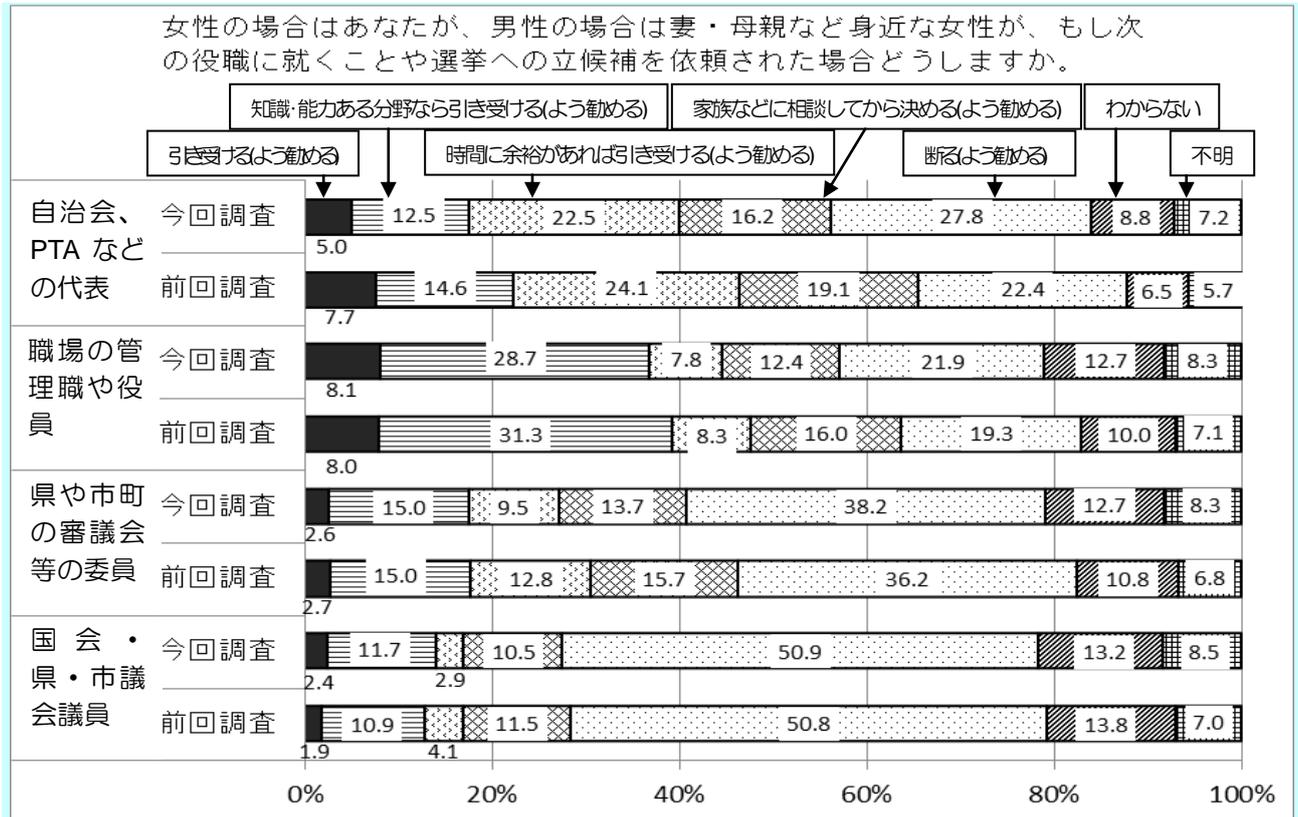
性別・年代別



⑥女性が役職につくことについての考え方は、男性よりも女性の方に抵抗がある

現状  
女性が役職に就くことや選挙への立候補を依頼された場合、「引き受ける（よう勧める）」と答えた割合はいずれも1割未満にとどまっています。また、前回調査に比べ、「断る（よう勧める）」と答えた割合はすべての項目で増加しています。性別でみると、「断る（よう勧める）」と答えた人の割合は、いずれの項目でも男性よりも女性の方の割合が高くなっています。

女性が役職につくことについての考え方

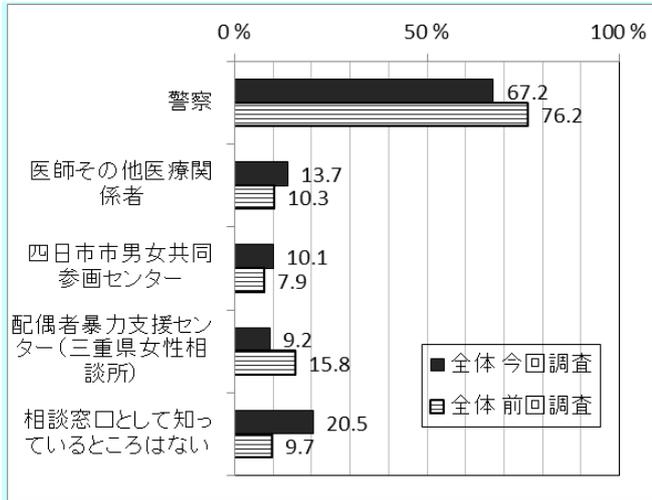


### ⑦DVを受けた際の相談窓口を知らない人が前回より増加

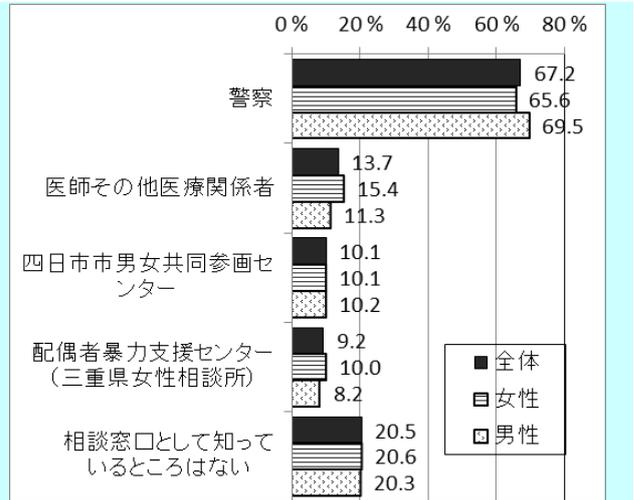
現  
状

配偶者や恋人などから暴力を受けた際の相談窓口で知っている機関は、「警察」が最も多く、次いで、「医師その他医療関係者」、「四日市市男女共同参画センター」と続いています。「四日市市男女共同参画センター」の認知状況は前回調査よりも上がっているものの1割程度しかなく、また、「相談窓口として知っているところはない」が20.5%となっており、前回の9.7%に比べ増加しています。

暴力などを受けた際の相談先の認知（抜粋）



性別（抜粋）

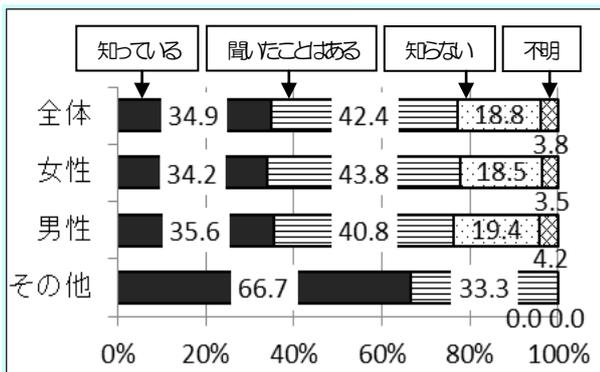


### ⑧性的マイノリティ（性的少数者）の認知状況は「聞いたことはある」を含めると7割を超える

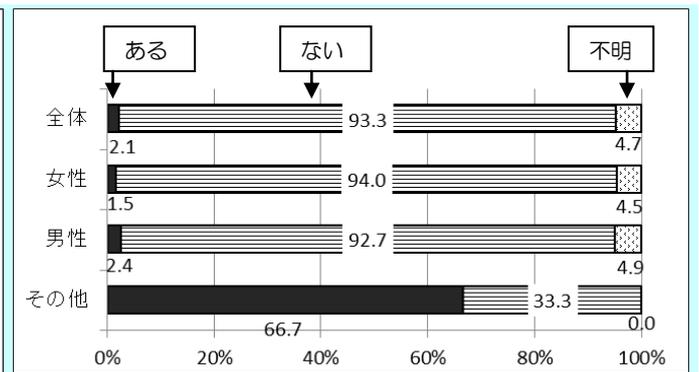
現  
状

性的マイノリティの認知状況は、「知っている」が34.9%、「聞いたことはある」が42.4%となっています。また、自分の恋愛対象の性について悩んだり、自分の性に違和感を感じたりしたことがある割合は、全体で2.1%でした。

性的マイノリティの認知状況



自分の恋愛対象に悩んだり、自分の性に違和感を感じた経験



### ⑨男女がともに家庭生活や地域活動に参加していくためには役割分担意識の解消が必要

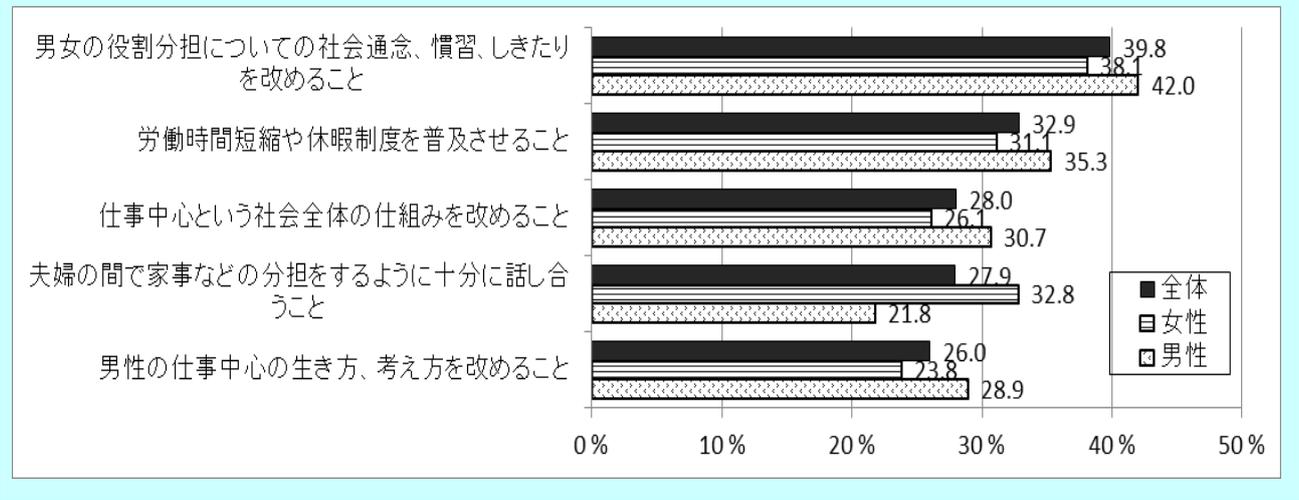
現  
状

男女がともに家庭生活や地域活動に参加していくために必要なことは、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」が最も多く、また、男女ともに一番多くみられました。次いで、「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」、「仕事中心という社会全体の仕組みを改めること」と続いています。また、性別で見ると、男性で二番目に多かったのは「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」に対し、女性で二番目に多かったのは「夫婦の間で家事

現状

などの分担をするよう十分に話し合うこと」でした。「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」について男女差はあまりなかったものの、「夫婦の間で家事などの分担をするよう十分に話し合うこと」については、男性は女性に比べ 11 ポイント低くなっています。

男女がともに家庭生活や地域活動に参加していくために必要なこと（抜粋）

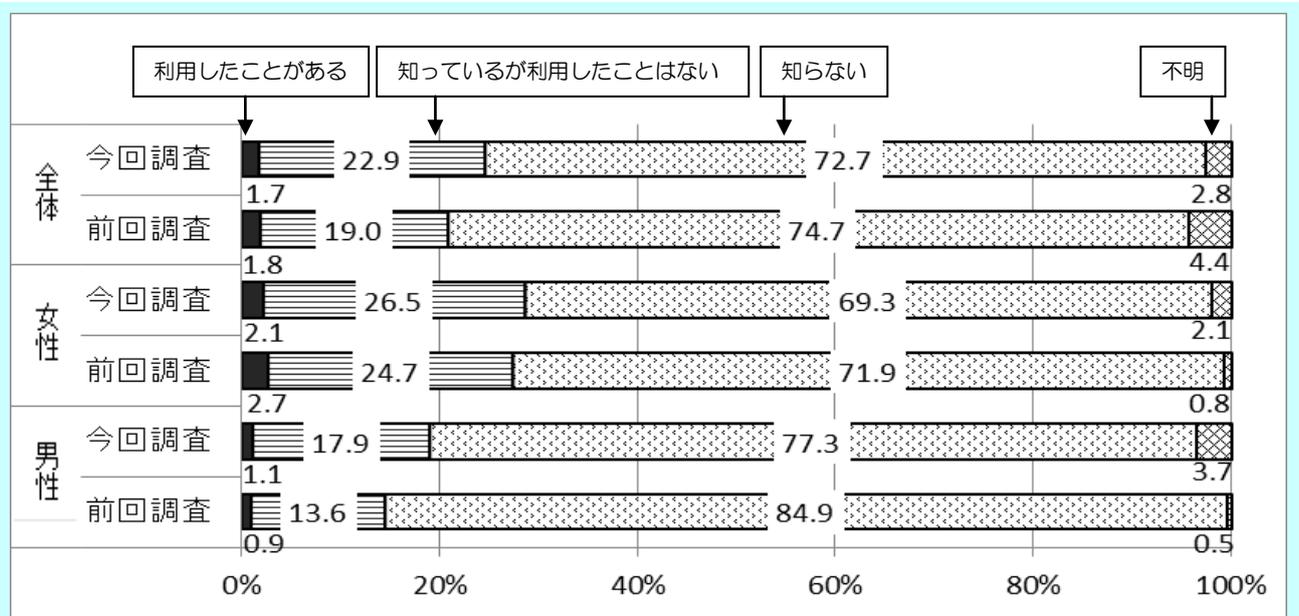


⑩四日市市男女共同参画センターを知っている人は4人に1人

現状

四日市市男女共同参画センターを、「利用したことがある」、「知っているが利用したことはない」人は全体で 24.6%と前回調査より 3.8 ポイント増加しています。また、性別で見ると、「知っているが利用したことはない」までを含めた認知度は、男女ともに上がっており、男性では 4.4 ポイント増加しています。

四日市市男女共同参画センターの認知度



## (2) 市民意識調査と男女共同参画プラン前期期間の評価からみる課題

「男女共同参画プランよっかいち2015～2020」を平成27(2015)年3月に策定し、プランに基づき取り組みを行ってきました。2年間の市民の意識の変化や現状を把握するために行った市民意識調査の結果とともに、毎年度プランの進捗に対して行った自己評価と、それに対する男女共同参画審議会の評価から、次のことが課題としてあげられます。

### ●意識啓発、女性のエンパワメントの一層の充実

プランでは、「性別による固定的な役割分担意識の解消」を課題の一つとして取り上げ、あらゆる機会を通じて、啓発、教育、学習の提供を行ってきました。平成29(2017)年度に実施した市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方を持っている人が22.1%と、平成25(2014)年度調査の28.1%に比べ減少し、また、どの世代においても解消の傾向にあります。しかしながら、男女の平等感においては、「社会全体で」平等であると感じている人の割合は、平成29(2017)年度調査では13.2%と平成25(2014)年度調査の16.0%に比べ減少しており、特に「社会通念・慣習・しきたり」の分野で一番低い結果となっています。また、「男性のほうが優遇されている(「どちらかといえばそう思う」を含める)」と感じている人が「社会全体で」67.9%となっており、「学校で」以外の分野では依然として、「平等」よりも「男性のほうが優遇されている」の占める割合が多くなっています。男女が平等になるために、女性を取り巻く様々な偏見・固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めるとともに、女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ることが重要であるとの意見が多く寄せられました。

これらの結果から、今後も引き続き意識啓発を行っていく必要がありますが、さらに性別、年代別に合わせた、啓発、教育、学習が必要です。

### ●ワーク・ライフ・バランスのさらなる促進

平成29(2017)年度の市民意識調査で就業形態の希望と現状を調べたところ、女性の場合、正社員・正職員を希望する割合は35.3%になりますが、実際に正社員・正職員として就業している割合は19.5%と男性に比べ希望と現状の差が大きくなっています。また、主婦を希望する女性の割合19.8%に対し、現状は31.6%の女性が主婦を担っていることがわかりました。希望と現状が異なる理由として、「子育てと両立できないから」が一番多い理由でした。

また、男性の育児休業についての取得希望を調べたところ、男性の61.4%が取得を希望しており、さらに就学前の子がいる男性においては、79.5%が取得を希望しています。しかし、職場における男性の育児休業の取りやすさについて尋ねると、「取りやすいと思う」と感じているのは男性でわずか14.3%で、男性が育児休業を取得したくても取りづらい現状がうかがえます。

ライフステージに応じて、男女が共に働き、家庭や地域生活においても共に役割を担い、生きがいを持って暮らすためには、ワーク・ライフ・バランスの実現が必要です。様々な人が、個々の状況に合わせて柔軟な働き方ができる環境を整えることは誰もが働きやすい職場となるとともに企業にとっても経営上有効であることを周知し、先進的な企業の取り組みなどの情報提供をしていく必要があります。

## ●あらゆる場への女性の参画

プラン策定当初の女性の自治会長の割合は 4.1%でしたが、平成 29(2017)年度は 5.2%と毎年少しずつではあるものの着実に増加してきています。また、平成 25(2013)年度から取り組みを始めた、男女共同参画の視点を取り入れた防災とまちづくりの講座を目標どおり、全ての地区(地区市民センター管内の 24 地区)にて実施できたことは大きな成果の一つと考えます。

審議会への女性委員の登用については、「四日市市審議会等女性委員登用推進要綱」に基づき、事前協議や人材リストの活用を行うなど、率先となるよう取り組んできましたが、審議会等の女性委員比率は 34.8%(プランの目標値 40%~60%)と、平成 32(2020)年度の目標には達していません。また、平成 30(2018)年度における市役所の管理職(課長級以上)の女性割合は 16.4%(プランの目標値 25.0%)という現状です。

市民意識調査において、女性が役職に就くことや選挙への立候補を依頼された場合、「断る(よう勧め)」と答えた割合は、前回調査に比べ増加しており、また、性別で見ると女性の方が男性よりも断る割合が高いことがわかりました。

あらゆる場への女性の参画を増やすためには、政策決定・意思決定などのあらゆる過程で男女が対等な構成員として参画することが必要であることの啓発を行うとともに、女性に対して積極的に参画していきけるようエンパワメントに取り組んでいく必要があります。また、女性がより参画しやすくなるような意識の啓発も必要です。

## ●DV 予防と相談体制の充実

DV 予防の取り組みとして、プランに基づき、若年層への DV 予防教育・人権教育を行ってきました。特に中学、高校、大学等でデート DV 予防教育出前講座を実施し、平成 27(2015)~28(2016)年度の 2 年間で延べ 5,267 人が受講しました。

市民意識調査では、DV を受けた際の相談窓口を知らない人が前回調査よりも増加していることがわかりました。相談窓口として一番認知されているのは「警察」で 67.2%、「四日市市男女共同参画センター」は 10.1%で認知状況は前回調査時の 7.9%よりも上がっているものの 1 割程度しかなく、また、「相談窓口として知っているところはない」と回答した割合が 20.5%と、前回調査の 9.7%に比べ大きく増加しています。

DV 相談件数については、平成 27(2015)年度で 2,003 件、平成 28(2016)年度で 2,147 件と推移し、過去 5 年を見ても毎年 2,000 件を超え、相談全体の約 6 割を占めています。相談者へのきめ細やかな支援を行うために、相談室への統括職員の配置、相談員の増員など相談体制の強化を行ってきました。

今後、更なる DV 予防のために、DV 予防教育を充実させていくとともに、相談窓口の一層の周知を行う必要があります。また、相談体制についても、相談者へ十分な支援が行えるよう、引き続き相談員の資質向上及びメンタルケアのための研修及びサポートを実施していくことが必要です。

## ●新たな課題への対応

プランでは、男性の家事・育児・介護等への参画を重点課題の一つとしていますが、今後、介護離職も社会的な問題となることが予測されており、また、育児と介護のダブルケアの問題も現れてきています。家事・育児だけでなく、男女が共にどう介護を担っていくかも大きな課題となってきています。男性の家

事・育児・介護等への参画についての啓発を行うとともに、育児や介護など個々の事情に合わせて、柔軟な働き方ができる環境が整備されるよう企業にも働きかけていく必要があります。

近年、さまざまな場面で多様な性が新たな課題として取り上げられています。市民意識調査において認知状況を調査したところ、「知っている」が34.9%、「聞いたことがある」が42.4%と7割以上が認知されていることがわかりました。また、「自分の恋愛対象の性について悩んだり、自分の性に違和感を感じたりしたことがある」と答えた割合も2.1%ありました。今後、性は多様性であること、また、正しい認識を持てるよう周知していく必要があるとともに、市のさまざまな施策を進めるうえで自認する性が男と女だけではないことを考慮する必要があります。

## 第2章 男女共同参画プランの 基本的な考え方

第2章では、前章で明らかにした課題に対して、推進にあたっての重要な視点を整理し、基本目標及びプランを体系づけ、基本的な考え方をまとめます。

# 1. 男女共同参画プランの基本的な考え方

## (1) 基本理念

私たちが目指す社会は、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、お互いが責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会であり、その実現は最重要課題の一つです。本市は、男女共同参画社会の実現を目指し、平成18(2006)年に四日市市男女共同参画推進条例を施行しました。

本プランは、四日市市男女共同参画推進条例に明記されている次の5つの基本理念に基づき、基本目標を定め、男女共同参画に関する施策を推進します。

### 《四日市市男女共同参画推進条例における基本理念》

1. 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されるなど男女の個人としての尊厳及び人権が尊重されること。
2. 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮され、男女が多様な生き方を選択することができること。
3. 男女が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、家庭、学校、職場、地域その他の社会の様々な分野で、方針の立案から評価に至るまでの各過程において共同して参画する機会が確保されること。
4. 男女が、相互協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動及び当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会の様々な分野における活動を両立して行うことができること。
5. 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び本市における国際化の進展を考慮し、国際理解及び国際協力の下に男女共同参画の推進が行われること。

## (2) 男女共同参画プラン推進にあたっての重要な視点

プラン（前期期間）の進捗評価及び「男女共同参画に関する市民意識調査」結果など本市の現状を踏まえ、プランを推進するにあたっては、特に次の視点をもって取り組みます。

### i 人権の尊重と男女共同参画意識の広がり

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現が、少子高齢化の進展、国内経済の成熟化等の我が国の社会経済情勢に対応し、日本という国が持続し続けるための緊要な課題であることは、平成11(1999)年に施行された「男女共同参画社会基本法」の前文に明記されています。

まず、「人権の尊重」は男女共同参画社会を形成していくうえでその根底をなすものであること、そして、一人ひとりの個性と能力が発揮される社会システムを構築することが大切であること、また固定的な役割分担意識の存在を知り、ジェンダーの視点をもって社会のあらゆる慣習やしきたり等を見直すことの

大切さなど、男女共同参画の意義と必要性を、家庭教育、就学前教育、学校教育、社会教育などあらゆる場で、市民や事業者などあらゆる人たちに、丁寧に分かりやすく伝えていきます。

## ii 子どもにとっての男女共同参画

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、それぞれの個性と能力が発揮できる社会となるために、子どもの頃から男女共同参画の視点を持って、男女に関わりなく将来を見通した自己形成を行えるよう、様々な場で男女共同参画についての理解を進めます。

また、家族の形態等が多様化する中で、子どもたちが安心・安全に生活できる環境づくりのために、虐待の防止や貧困の連鎖を断ち切るなど、社会全体で子どもを支える取り組みを行います。

## iii ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。しかしながら、現実の社会には、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。これらを解決する取り組みが、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現であり、そのために市民や事業者などへ啓発や支援、働きかけを進めることが重要です。

## iv 職業生活における女性の活躍推進

現代社会における労働の場は、勤続年数を重視しがちな年功的な処遇のもと、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行が定着しています。そのため、育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい人が活躍することが難しい社会となっています。また、家事・育児・介護等の負担が女性に偏ることが多く、職業生活における活躍を困難にしています。誰もが多様で柔軟な働き方が選択できるよう、男性中心型労働慣行の見直しが必要であること、男女の働き方・暮らし方・意識の変革が必要であることを市民や事業者などへ伝えていきます。また、女性が職業生活において活躍できるよう、就労支援や起業支援を行うとともに、女性が政策・方針決定などの場にいつでも参画することができるよう、女性登用を促進します。

## v 男女共同参画の視点を持った地域社会づくり

男女が共に暮らしやすい社会となるために、人々の生活に最も身近な地域社会において男女共同参画を進めることはとても重要です。これまで慣習的に男性が担ってきた地域団体等の意思決定の場への女性の参画をすすめて、地域活動に女性の視点を活かしていくことが大切です。これまでに防災活動については各地区で取り組みが行われています。今後は、男女共同参画センターが地域の団体と協働で講座開催するなど、地域に男女共同参画の取り組みを広め、地域に男女共同参画の視点が根付いていくよう努めていきます。

## vi 性別に起因するあらゆる暴力を許さない社会づくり

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等は引き続き深刻な社会問題となっています。また、近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力など、新たな形の暴力が生まれてきています。

こうした暴力は重大な人権侵害であり、犯罪であるということを広く啓発し、暴力を容認しない社会の認識を徹底していくとともに、暴力を生まないための予防教育を若年層から行っていきます。また、被害者に対しては、安全の確保、生活の自立とともに心身の健康の回復を促すため関係機関等と連携して支援を行っていきます。

## vii 男女共同参画センターにおける取組強化

四日市市男女共同参画センターは、男女共同参画を進める市民活動の拠点施設であり、市民と協働して男女共同参画推進条例に基づく事業を具体的に実施しています。また、DVを含む女性のための相談機関として、様々な悩みを抱える女性たちにジェンダーの視点からその解決に向けた支援をする役割を担っています。そして、こうした活動の中から市民のニーズを抽出し、施策へ反映させていく役割を担っていきます。

今後も、男女共同参画に関する意識啓発や知識習得に加え、男女共同参画の視点での地域の課題解決の支援、職業生活における女性の活躍推進など新たな切り口での取り組みを行っていきます。

## (3) 基本目標

本市では、これまで「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け推進してきました。その結果、固定的役割分担意識を持った人が、プラン策定時に比べ6.1ポイント減少するなど、少しずつですが改善してきています。しかし、第1章の市民意識調査、プラン（2015～2016）の評価からみる課題からもわかるように、いまだに解決すべき多くの課題が存在し、また、新たな課題も出てきています。これらの課題解決のために、今後も地道に施策を継続して行っていきます。

本プランは、これらの課題解決のために、四日市市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、4つの基本目標を設定します。

### 基本目標1 男女共同参画社会実現のための意識づくり

男女共同参画社会の実現のためには、いまだに残る「男は仕事、女は家庭」、「男はこうあるべき、女はこうすべき」といった性別による固定的な役割分担意識などの解消が不可欠です。また、性別に起因する差別・偏見やDVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会づくりが人権尊重の観点からも必要です。家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の理解を深めるよう、市民、地域団体、市民活動団体、企業などへ啓発、教育、学習等を行います。

### 基本目標2 社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進

男女がともに責任も担いながら、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らせる社会を築くためには、政策決定・意思決定などのあらゆる過程で男女が対等な構成員として参画することが必要です。四日市市では男女の様々な意思が反映できる審議会等の構成を目指すとともに、女性管理職の登用についても率先して進め、民間企業や地域団体などへの女性登用・参画を促進します。

平成29(2017)年度の市民意識調査で、男女の「平日に仕事を費やす時間」を調べたところ、男性では「8時間～10時間」と回答した人が一番多く、また、女性は「0時間」と回答した人が一番多

く占めていました。一方、「平日に家事に費やす時間」では、男性では「1時間未満」が、女性では「2～3時間」が一番多く占めていました。また、就学前の子どもがいる男女の「平日に育児（家事を除く）に費やす時間」をみると、男性では「1時間未満」が一番多いのに対し、女性では「6時間以上」が一番多く占めていました。

ワーク・ライフ・バランスや女性活躍が進められてきていますが、まだまだ子育てや介護等、家事の多くは女性が担っており、女性が仕事で活躍したくても、男性が家事・育児に参画したくてもしづらい現状があります。この現状を解消するためには、職場環境の整備や時間外勤務の削減など働き方の見直しと意識改革が必要です。男女ともに生きがいや働きがいのある生き方をめざして、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進します。また、女性が職業生活において活躍できるよう、就労支援や起業支援を行うとともに、女性が政策・方針決定などの場にいっそう参画することができるよう、女性登用を促進します。

男女共同参画社会を実現するためには、身近で生活の基盤でもある地域から進めることも重要です。今までも、女性は地域での活動の担い手としての役割を果たしてきてはいますが、女性が地域活動に参画したとしても、リーダーは男性である傾向にあります。地域福祉や防災・防犯などの様々な分野において、男女ともに意見を出し合い、互いの意見を尊重し、よりよい地域社会をつくっていくことが重要です。地域団体やNPOなどと協働して、地域でも事業を展開し、地域活動に男女がともに参画することの必要性や意義をわかりやすく伝えていくとともに、男女共同参画意識が地域に根付き、地域から広がっていくように進めていきます。

男女共同参画を推進するにあたっては、国際的な視野を持ち、多様な価値観を尊重するためにも国際的な交流等が必要です。市内に在住する多くの外国人市民と、文化や習慣の違いなどについて相互理解を深め、互いに交流や支援をしていくことが大切です。市民等と連携し、男女共同参画の視点に立った外国人市民との相互理解と共生を進める活動などに取り組み、より住みやすい地域づくりを進めます。

### 基本目標3 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり (四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画)

暴力は、重大な人権侵害であり、男女問わず、いかなる場合にも許されるものではありません。特に女性に対する暴力は、固定的な性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差などに基づく上下関係に根ざした構造的な問題が原因でもあります。人権尊重の観点からも、このような暴力等を根絶するよう取り組みを行うとともに、被害者が相談しやすい環境を整え、あらゆる相談ケースにいつでも適切に対応できる体制づくりが必要です。県の配偶者暴力相談支援センターとの役割分担を明確にしつつ相談体制の充実を図ります。

DVによって緊急の安全確保・一時保護等を必要とするケースが、近年一定数発生し続けています。危険が急迫しているケース、子どもが身体的・心理的な暴力の対象となっているケース（児童虐待）もあり、迅速に安全を確保する体制が必要です。警察や県女性相談所、児童相談所、福祉事務所などと連携し、被害者本人や子どもなど当事者の当面の安全を確保できる体制を維持するとともに、市内の社会資源を活用し緊急時に一時避難できる体制を整えます。また、加害者に対する措置（保護命令制度）は、現行法のもとでは警察、司法の力を用いて行われるため、それら関係機関と一層の連携のもと、迅速な被害者の安全確保や、その後の自立支援に努めます。

DVから避難した後の被害者の生活支援にあたっては、不安と向き合いつつも自信をもって安定的

に暮らせるようサポートが必要です。DV被害者が安心して生活できる住宅の確保から、就業に向けた支援、各種手当、医療保険、年金をはじめとする現在及び将来の生計の支えとなる各種の経済的支援策の活用等、制度利用の支援に努めます。

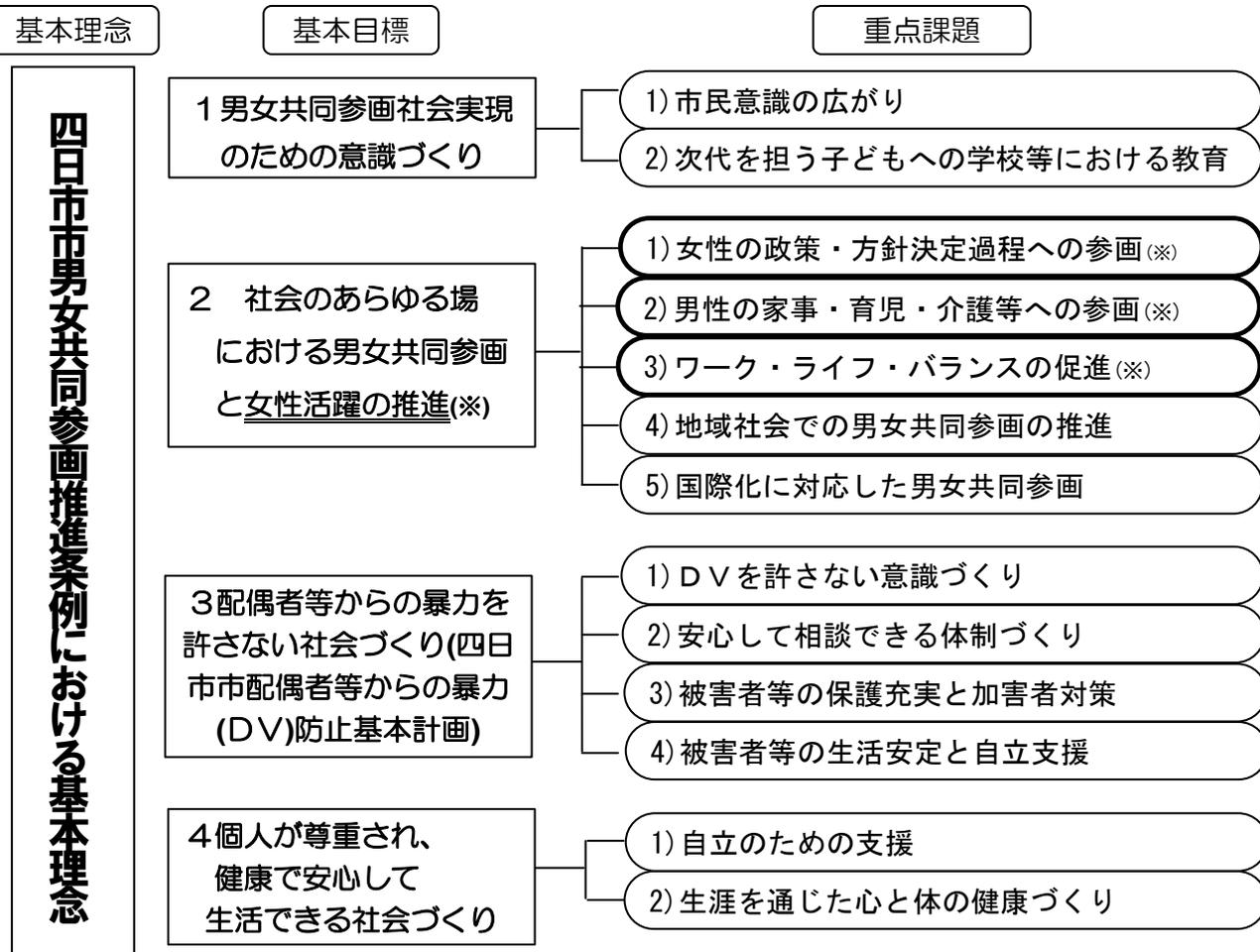
#### 基本目標4 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり

平成28(2016)年度に厚生労働省が実施した「全国ひとり親世帯等調査」によると、母子世帯数123.2万世帯、父子世帯数18.7万世帯（いずれも推計値）で、平均年間収入（母又は父自身の収入）は、母子世帯で243万円、父子世帯で420万円という結果が出ています。また、就業状況をみると、母子世帯で81.8%、父子世帯で85.4%が就業していますが、母子世帯で43.8%、父子世帯で6.4%が非正規雇用となっています。この結果から、母子世帯は父子世帯に比べ非正規雇用であることが多く、また、収入も少ないことからより困難な状況となっています。これらの世帯が社会から孤立することなく、自立して安心して暮らせるよう支援を行います。

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現に当たって必要です。また、男女が共に主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することが必要です。市民一人ひとりが、主体的に健康管理ができるよう健康づくりに必要な情報提供や支援を行います。

### (4) 男女共同参画プランの体系

4つの基本目標に向けて、次の体系に沿って取り組みを進めます。



(※)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画に位置づける項目

## (5) 今後充実強化を進める項目

### ①情報発信力の強化

男女共同参画の課題は、あらゆるところで生じていますが、日常生活の中においては、意識しなければなかなか気づかないものです。また、男女共同参画に関する学習、相談、情報提供、市民団体の活動の場である男女共同参画センターの認知度も4人に1人が知っているという現状です。今後はより一層、男女共同参画の情報がより身近になり、入手しやすくなるよう、また、男女共同参画センターの認知度が増えるよう、ホームページの充実や情報紙はもりあの発行部数増加など、情報発信力を強化していきます。

### ②地域における男女共同参画の推進

これまで地域においては、男女共同参画の視点を取り入れた防災とまちづくりの講座を実施してきていますが、防災以外の分野においてはまだまだ難しい状況です。今後は、男女共同参画センターで開催してきた講座を、地域で、地域の団体等と協働で開催するなど、地域における男女共同参画の取り組みを進めます。こうした取り組みによって、男女共同参画が地域に根付いていくよう努めていきます。

### ③ワーク・ライフ・バランスの促進

ワーク・ライフ・バランスや女性活躍が進められてきていますが、まだまだ子育てや介護等、家事の多くは女性が担っており、女性が仕事で活躍したくても、男性が家事・育児に参画したくてもしづらい現状があります。男性女性に関わらず、誰もが多様で柔軟な働き方が選択できるよう、男性中心型労働慣行の見直しが必要であること、男女の働き方・暮らし方・意識の変革が必要であることを、市民及び企業、事業所に啓発し、ワーク・ライフ・バランスを促進します。

### ④四日市市役所における女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスを実現するには、市民や事業者などへの啓発や働きかけを進めることが重要です。その啓発や働きかけを進めるにあたり、女性職員の管理職登用などの政策・方針決定過程への女性の参画、また、時間外勤務削減や男性の育児休業取得などのワーク・ライフ・バランスの推進について、市役所が率先して行っていきます。

### ⑤DV予防教育及び相談体制の充実

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等に加え、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などにより、新たな形の暴力が生まれてきています。固定的性別役割分担意識を解消し、幼少期からジェンダーの視点を持って物事を判断できるようにするため、また、次の世代へのDVをはじめとするあらゆる暴力の連鎖を断ち切るためにも、若年層への男女平等教育やDV予防教育を行っていくとともに、DV被害者の保護及びきめ細やかな支援のために相談体制を充実させていきます。

### ⑥女性のエンパワメント

政策決定・意思決定などのあらゆる過程で男女が対等な構成員として参画することが重要です。女性が多様な能力を身に付けて発揮できるように、経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけるための学習機会を充実させるとともに、能力を発揮できる環境整備に努めていきます。

## ■ 第3章 施策の推進と実施事業 ■

第3章では、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき具体的施策について説明します。また、実施する施策の成果や達成の状況を把握しやすくするため、数値目標を設定します。

# 1 男女共同参画社会実現のための意識づくり

## (1) 市民意識の広がり

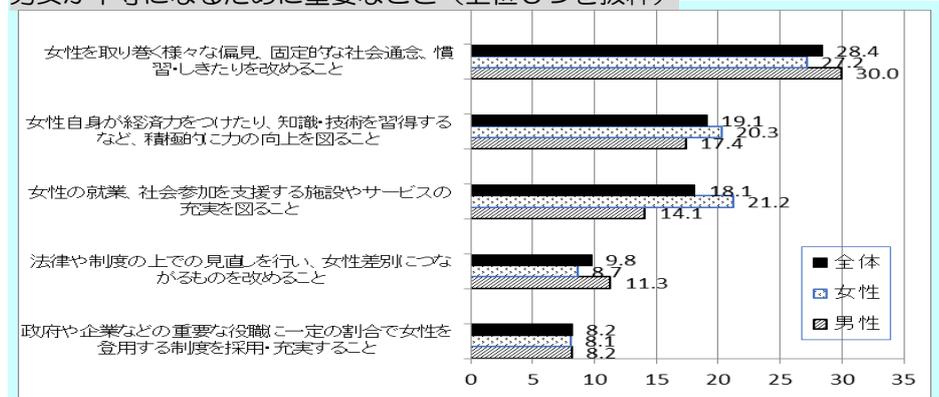
### 現状・課題

第1章でも述べましたが、平成29(2017)年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果では、社会全般において「男女平等」と感じている人の割合は13.2%と前回調査の16.0%を下回りました。その一方『男性のほうが優遇されている』及び『どちらかといえば男性のほうが優遇されている』と感じている人は67.9%と前回調査時の67.6%から若干増加しており、男女平等が進んでいるとは言いがたい状況です。また、社会のあらゆる分野で男女が平等になるために重要なことは、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」との意見が最も多く、引き続き意識啓発が重要な要素となっています。

今後も、市民一人ひとりがジェンダーの視点から、慣習やしきたりを見直す意識を持つように、また、

人権尊重の観点からも、性別に起因する差別・偏見やDVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会づくりに向け、家庭や地域、学校などのあらゆる場で、男女共同参画についてわかりやすく、身近なものに感じられるように継続して啓発していく必要があります。

男女が平等になるために重要なこと（上位5つを抜粋）



※資料：四日市市『男女共同参画に関する市民意識調査』（平成29年）

### 【目標指標】

項目	平成 25(2013) 年度 《基準値・実績値》	平成 29(2017) 年度 《実績値》	平成 32(2020) 年度 《目標値》
さんかくカレッジ講座参加者のうち、男女共同参画を理解した人の割合 (理解した人/アンケート数)	67%	66%	80%

(注)さんかくカレッジ参加者のアンケートより集計

### 施策の方向

#### I、人権の尊重と男女共同参画意識の啓発と学習

男女共同参画社会の実現のためには、長年の社会的慣習として形成されてきた、「男は仕事、女は家庭」、「男はこうあるべき、女はこうすべき」といった性別による固定的な役割分担意識の解消が不可欠です。また、男女が互いの人権を尊重し、性別に起因する差別・偏見やDVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会づくりも必要です。そのため、あらゆる

機会をとらえて、世代・男女を問わず、ジェンダーの視点や男女共同参画について、またDVについてわかりやすく伝えていきます。

※以下の「担当部署」については、平成30年4月1日現在の担当部署を記載しています。

推進施策	実施事業	担当部署
①男女共同参画の理念やジェンダー、DVについての正しい理解の促進	◇講演会、映画祭、シンポジウム等の開催 ◇市民グループ（団体）との協働による講座の開催 ◇情報紙はもりあの発行	男女共同参画課
②男女共同参画及び人権意識を育てる講座の充実	◇さんかくカレッジの実施 ◇出前講座の実施	男女共同参画課
	◇地区市民センターで、地域の実情に応じて、男女共同参画を推進するための講座（男性の料理教室等）を開催	地区市民センター（市民生活課）
	◇地域防災活動への女性の視点反映にかかる啓発	危機管理室 男女共同参画課
	◇女性の人権（DV・デートDVを含む）及び性の多様性に関する家庭教育講座等保護者向け講座の実施	人権・同和教育課
	◇性の多様性に関する啓発	男女共同参画課 人権センター
③男女共同参画意識を育てる情報提供	◇男女共同参画に関する蔵書の充実	男女共同参画課
	◇男女共同参画に関する蔵書の充実と展示の実施	図書館
	◇男女共同参画に関する蔵書、ビデオ等啓発資料の充実	人権センター
	◇男女共同参画に関する蔵書の充実、ポスター等の掲示	あさけプラザ
	◇四日市市の学習情報検索サイト「まなぼうや」で、男女共同参画に関するサークル・団体の活動紹介	文化振興課
④男女共同参画推進の拠点である男女共同参画センター及び相談窓口の周知	◇市広報、ホームページ、情報紙はもりあ等での広報 ◇パンフレット、相談窓口案内カードの配布 ◇街頭啓発の実施 ◇はもりあホームページの充実	男女共同参画課
	◇市広報やホームページ等での周知	市民生活課
⑤DVが子どもに与える影響についての理解促進	◇出前講座の実施	男女共同参画課 こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
	◇DVに関する啓発パンフレットの配布	男女共同参画課
	◇啓発パンフレット等の作成、配布を通じ、子どもの目でのDVが児童虐待にあたることを啓発	こども保健福祉課
	◇保育園・幼稚園・こども園の保護者会を通じ、保護者向け講座等の実施	保育幼稚園課
	◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	こども未来課 (青少年育成室)

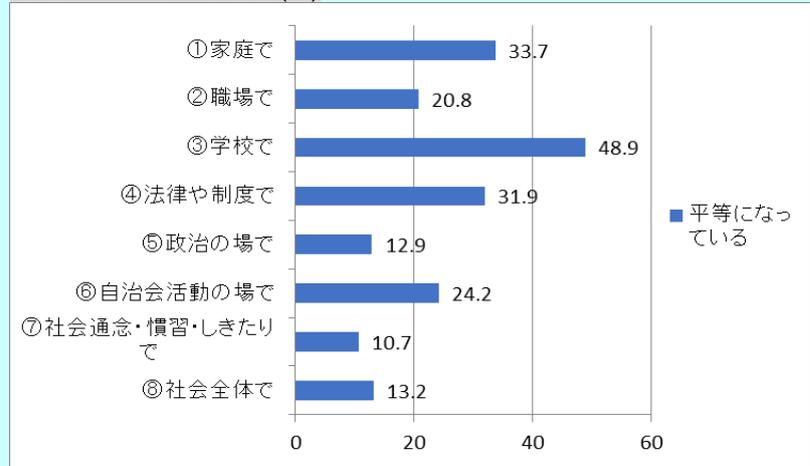
推進施策	実施事業	担当部署
⑥市民グループ（団体）の活動への支援	◇男女共同参画に関する情報提供や研修の実施	男女共同参画課
⑦男女共同参画の視点に立った広報の推進	◇男女共同参画に関する広報（広報誌、メディアなど）の実施	広報マーケティング課
⑧行政刊行物等における男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	◇男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	全所属
⑨男女共同参画の視点からのメディアリテラシーの向上	◇メディアリテラシーに関する講座等の開催や情報提供	男女共同参画課
⑩誰もが学習できる環境（託児等）の整備	◇地区市民センター講座の内容や趣旨を考慮して、必要に応じた託児を実施	地区市民センター（市民生活課）
	◇あさけプラザが開催する自主事業の中で内容や対象者を考慮して、必要に応じた託児設定事業を開催	あさけプラザ
	◇市民大学一般クラスにおける託児のあるコースの設定	文化振興課
	◇子育てに関する講座開催時の託児の実施	こども未来課
	◇人権センター事業での託児の実施	人権センター
	◇男女共同参画センター全事業での託児の実施 ◇他の所属への託児設定の働きかけ	男女共同参画課
⑪セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のための啓発	◇三重労働局雇用均等室と連携し、相談窓口の案内も含め、啓発を図る	男女共同参画課

## (2) 次代を担う子どもへの学校等における教育

### 現状・課題

市民意識調査の結果からわかるように、各項目別の分野で、男女平等だと感じている割合は「学校で」の回答が他の分野に比べて多くなっています。これは、四日市市学校教育ビジョンの中で、子どもたちがさまざまな人権問題を自らの問題として自覚し、生活の中にある課題の解決を図っていくために、すべての教育活動の基盤として推進されてきたことによるものと考えられます。

分野ごとの男女平等感(%)



※資料:四日市市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 29 年)

教育の中で男女平等について学び、性別にとらわれない教育に取り組むことは有効であると考えられます。

男女共同参画社会の形成の促進には、保育園・幼稚園・こども園から高等教育機関まで、子どもにかかわるすべての場面で、発達・学習の段階に応じた内容で、男女平等やジェンダーをとりあげながら、男女共同参画の理念について学ぶことが重要です。また、子ども一人ひとりが固定的な役割分担意識にとらわれず、自らの生き方を考え、主体的に進路や職業を選択する能力や態度を身につけることが一層大切であることから、このことを目指したキャリア教育に取り組むことが必要です。

また、近年は、DV（ドメスティック・バイオレンス）が社会問題としても取り上げられていますが、DVをはじめとするあらゆる暴力を排除するためには、小さい頃から、あらゆる暴力を許さない意識の啓発を行うことも重要です。また、自分自身を大切に思う気持ち（自尊感情）を育むと同時に、命の尊厳と妊娠・出産・避妊に関して、主体的に考え、選択し、自己決定する権利と責任について学ぶことができる機会を設けることも重要です。

### 【目標指標】

項目	平成 25 (2013) 年度 《基準値・実績値》	平成 29 (2017) 年度 《実績値》	平成 32 (2020) 年度 《目標値》
男女平等教育の 出前講座開催数	66回	64回	90回

### 施策の方向

#### I、男女共同参画の視点に立った保育と学校教育を推進

一人ひとりの個性と能力を認め、互いを「個」として尊重し合い自立する精神を育むことは、男女共同参画社会を実現するための基盤となるものです。男女平等についての価値観や意識は、幼児期からの家庭・学校・地域における生活や教育のありかたに大きく影響されま

す。人権意識や男女平等観を育てるために、教育の果たす役割は非常に重要であり、子どもの発達段階に応じた内容で意識の育成を図ります。また、子ども一人ひとりが性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成できるようキャリア教育の一層の推進を図ります。

推進施策	実施事業	担当部署
①日常的な教育活動の中で、男女共同参画及び人権の視点に立った教育の推進	◇学年に応じた教材を活用し、道徳、総合的な学習の時間、学級活動をはじめとしたあらゆる教育活動において不必要な区別、慣習の見直しを行い、性別で役割を固定することのない男女共同参画社会の実現を目指す教育をすすめる	指導課 人権・同和教育課
	◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	人権・同和教育課 こども未来課 (青少年育成室)
	◇女性の人権（DV・デートDVを含む）及び性の多様性に関する教職員・子ども・保護者向け研修会の実施	人権・同和教育課
	◇性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を推進 ◇園児の生活のなかでの不必要な男女の区別の見直し	保育幼稚園課
②性別にとらわれない個性を尊重したキャリア教育の実施	◇すべての教育活動を通して、子どもが自立して個性や能力が発揮できるよう、キャリア教育の取り組みを進める。 ◇「自分らしい生き方を実現していく進路指導」を推進するため、勤労観、職業的自立の資質を養うキャリア教育を継続して進める ◇社会的な自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるための一手段として職場体験活動を全中学校で実施する。	指導課
	◇ジェンダーにとらわれず、自らの意思と責任で進路を選択し、自己実現をしていく力を育成	保育幼稚園課

## II、若年層へのDV予防・人権教育

子どもの頃に親から暴力を受けたり、配偶者やパートナーから暴力を受けている親の姿を見たりした経験のある人は、「暴力は許される」、「暴力を振るわれても堪えなければならない」などといった概念が刷り込まれ、その人自身が加害者、被害者となり次の世代へと連鎖していくこともあります。また、内閣府が平成29(2017)年12月に「男女間における暴力の調査」を実施し、交際相手からの被害経験の有無を調査したところ、女性で21.4%、男性で11.5%、全体で16.7%が被害経験のあることがわかりました。このようなD

Vをはじめとするあらゆる暴力や次の世代への連鎖を断ち切るためにも、若年層へのDV予防教育・人権教育の出前講座等を行っていきます。

推進施策	実施事業	担当部署
③デートDVなどの暴力防止のための教育の推進	◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	こども未来課 (青少年育成室)
	◇中学、高校、大学等での教職員も含めたデートDV予防出前講座の実施 ◇デートDV防止パンフレットの配布	男女共同参画課
④あらゆる暴力を許さない意識の啓発	◇保育園、幼稚園、こども園、小学校等への人権・ジェンダーの視点を養うための出前講座の実施	男女共同参画課
	◇人権・ジェンダーに敏感な視点を養うための子ども向け出前講座の実施	人権センター
⑤命の尊厳と妊娠・出産・避妊に関する権利・責任についての啓発	◇性に関する相談の実施	男女共同参画課
	◇性教育の実施（HIV、性感染症予防を含む） ◇教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続 ◇保健所等、関係機関と共同して出前授業の募集を全中学校へかける	指導課
	◇保健師や助産師による妊産婦訪問指導の実施 ◇妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相談の実施	こども保健福祉課
	◇「青少年とその家庭の悩み相談」事業の実施	こども未来課 (青少年育成室)
⑥自尊感情を育てる教育の推進	◇保育園・幼稚園・こども園における人権保育・人権教育の中での取り組みの推進	保育幼稚園課
	◇各校における道徳の時間を中心とした自尊感情を育む教育の推進	指導課
	◇啓発パンフレット等を活用した家庭教育講座等保護者向け講座の実施	人権・同和教育課
	◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	こども未来課 (青少年育成室)
⑦青少年の健全育成を阻害する環境の改善	◇インターネット被害防止等啓発パンフレット等の作成、配布 ◇出前講座（e-ネット安心講座）の実施	こども未来課 (青少年育成室)

## 2 社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進

### (1) 女性の政策・方針決定過程への参画

#### 現状・課題

四日市市では、他の地方公共団体同様、条例等の定めにより、執行機関の附属機関として、調査、審査、諮問等を行う委員会、審議会、調査会等を設置していますが、四日市市審議会等女性委員登用推進要綱において、審議会等において男女の一方の委員の数が委員総数の10分の4未満としない構成を目標としています。しかしながら、平成29(2017)年6月現在の審議会等への女性委員登用率は34.8%にとどまっているのが現状です。

また、四日市市における管理職（課長級以上）の割合も平成30(2018)年4月現在、16.4%（63/385人）にしかすぎません。

男女がともに責任も担いながら、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らせる社会を築くためには、政策決定・意思決定などのあらゆる過程で男女が対等な構成員として参画することが必要であるとして、国は「2020年までに30%」という目標を掲げています。市も下記目標達成するために、取り組みを強化し、加速させていきます。

#### 女性委員比率及び女性管理職割合の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
審議会等の女性委員比率 (6/1 現在)	33.6%	34.6%	35.9%	34.8%
市の管理職（課長級以上）の女性割合	17.0%	18.8%	19.1%	17.0%

#### 【目標指標】

項目	平成25(2013)年度 《基準値・実績値》	平成29(2017)年度 《実績値》	平成32(2020)年度 《目標値》
審議会等の女性委員比率	32.2%	34.8%	40%以上60%以下 (一方の性が40%より少なくならないように設定)
市の管理職（課長級以上）の女性割合	16.6%	17.0%	25%

#### 施策の方向

##### I、審議会等への女性登用を促進

市民の半数が女性にもかかわらず、四日市市の審議会等の女性委員は約3割です。また市の職員についても約半数が女性ですが、女性管理職は16.4%です。審議会等や行政運営に男女の声や意見を均等に反映させるためには、女性をもっと積極的に登用する必要があります。

ます。男性、女性の様々な意思が反映できる審議会等及び行政の構成を目指します。

推進施策	実施事業	担当部署
①審議会等への女性参画比率の向上	◇審議会等委員に占める女性割合について目標設定	人事課
	◇四日市市男女共同参画人材リストの充実及び活用促進	男女共同参画課
	◇四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づく事前協議の徹底	
	◇女性登用率の低い審議会等への事前協議前の働きかけ	
②市職員における管理・監督職への女性登用の推進	◇係長級以上の職員の男女比率を、職員全体の男女比率に少しでも近づけるよう、女性職員の職務経験及び能力向上につながる配置等を実施	人事課
	◇女性管理職登用に向けての職員への意識啓発、課題の把握	男女共同参画課 職員研修所
③市職員における女性職員の職域拡大	◇女性職員が幅広い職務経験を持てるような配置等の実施	人事課
④女性人材情報の収集と提供	◇四日市市男女共同参画人材リストの充実及び活用促進	男女共同参画課 人事課

## II、民間企業や地域団体、市民活動団体等への女性登用・参画を促進

社会の構成員の半数は女性です。女性の意思を公正に反映していくためには、様々な分野で方針決定過程への女性の参画を進めていく必要があります。行政だけではなく、地域、政治、経済、教育、医療等様々な分野で女性の参画を進めていくことが重要です。民間企業や地域団体、市民活動団体等への女性登用・参画を促進します。

推進施策	実施事業	担当部署
⑤企業、各種団体等へ向けての女性登用・参画の促進	◇男女共同参画にかかる国・県などの施策の情報提供 ◇四日市市「男女がいきいきと働き続けられる企業」表彰の実施 ◇企業の経営者や若手従業員を対象としたワークスタイル・イノベーションに関する意見交換会の開催	商工課
	◇企業向け研修の実施 ◇企業への情報提供	男女共同参画課
⑥女性リーダーの育成	◇さんかくカレッジ、市民協働企画等において女性リーダーを育成	男女共同参画課
	◇地域防災活動に女性の視点を反映できる人材育成	危機管理室
⑦女性の経営への主体的な参画促進	◇家族経営協定の締結促進 ◇農村女性アドバイザーや女性農業団体と連携した啓発活動の実施 ◇女性の認定農業者及び認定新規就農者の育成	農水振興課 農業委員会事務局

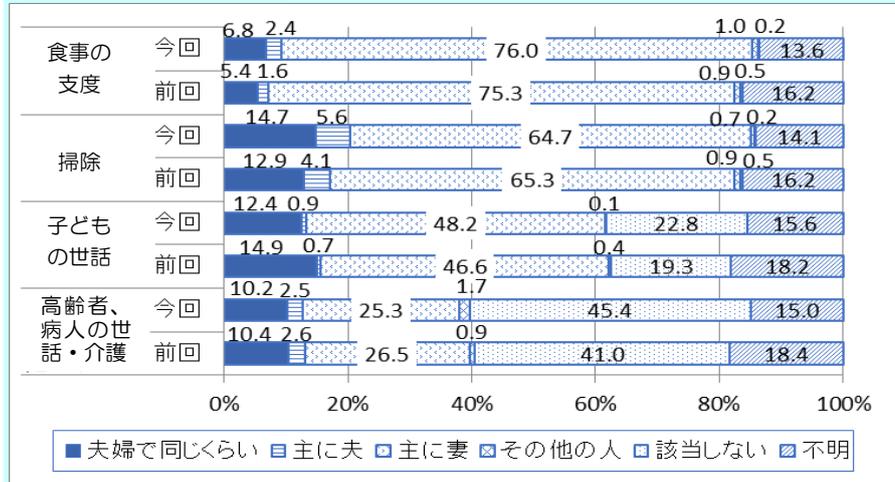
## (2) 男性の家事・育児・介護等への参画

### 現状・課題

近年、街中でも父と子の光景を見る機会が多く、積極的に子育てに参画する父親、育児に関心を持つ父親が増えてきてはいますが、まだまだ部分的であり、社会全体に広がっているとは言えません。また第1章でも述べましたが、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方を持っている人が22.1%占めており、性別による固定的な役割分担意識がまだ根強く残っています。女性が社会で活躍するためにも、男女ともにこの意識を改めると同時に、社会全体の

問題であることを認識し、環境整備を進めていく必要があります。

家庭での役割分担の現状



※資料：四日市市『男女共同参画に関する市民意識調査』（平成29年）

### 【目標指標】

項目	平成 25 (2013) 年度 《基準値・実績値》	平成 29 (2017) 年度 《実績値》	平成 32 (2020) 年度 《目標値》
市職員における男性の育児休業取得人数（累計）（注）	5人 （H20～H25の累計）	6人 （プラン前期期間【H27～H29】の累計）	12人 （プラン全期間【H27～H32】の累計）

※【参考値】H26：1人、H27：1人、H28：5人、H29：0人

（注）年度をまたいで取得する場合などもあることから累計人数とした

### 施策の方向

#### I、家庭での男女の自立を促進

女性の社会進出を進めるためにも、男女が互いに協力して働き続けられる就労環境をつくるためにも、男性の家庭参画は必要です。家事・育児・介護等への男性の参画を促すため、男性を対象とした学習機会の充実を図ります。また、市役所が率先して父親の子育て参画が行えるよう努めます。

推進施策	実施事業	担当部署
①男性の家庭参画を促進するための情報提供と講座の充実	◇男性の家庭参画を促進するための地区市民センター講座を実施	地区市民センター（市民生活課）
	◇男性の家事参画に関する講座（料理教室等）の開催	男女共同参画課

推進施策	実施事業	担当部署
②男女がともに育児を担うための講座の実施	◇子育て支援センターにて「お父さんと遊ぼう」の実施	こども未来課
	◇妊婦とその家族に妊娠、育児の模擬体験を交えた教室「パパママ教室」の開催	こども保健福祉課
	◇男性の子育てに関する講座（父親の子育てマイスター養成講座）の開催	こども未来課 男女共同参画課
③父親の子育て参画を推進するための環境づくり	◇子育てに関する情報提供と父親の子育て相談の実施	こども未来課
	◇男性による絵本の読み聞かせ等の推進	図書館
④男女がともに介護責任を果たすための意識啓発	◇認知症サポーター養成講座や出前講座等で意識啓発	介護・高齢福祉課
	◇介護に関する講座の開催や情報提供	介護・高齢福祉課 男女共同参画課
⑤市役所が率先して父親の子育て参画を推進する	◇育児休業・育児参加特別休暇等の周知 ◇育児休業等取得該当職員に対する所属長による面接ヒアリングの実施推奨	男女共同参画課 人事課

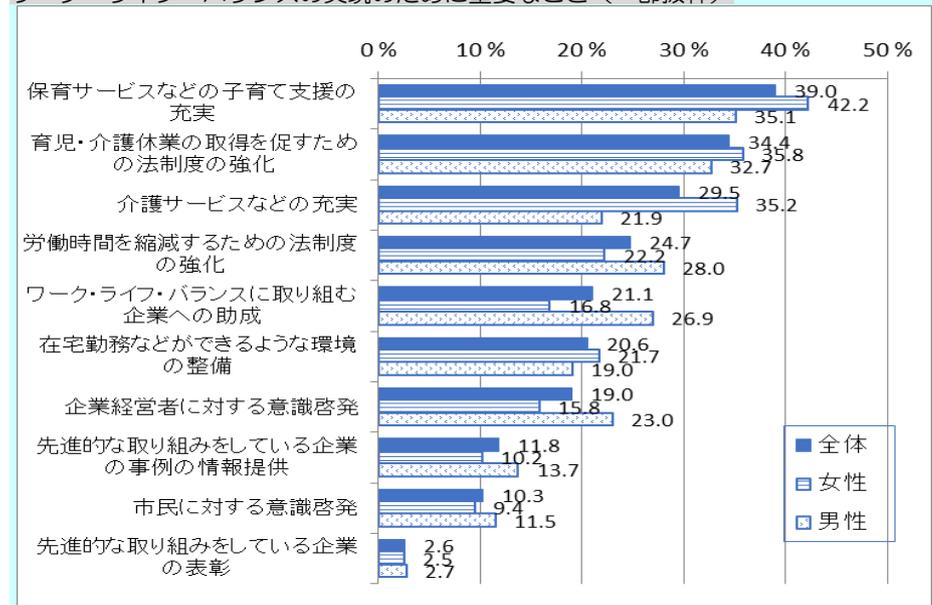
### (3) ワーク・ライフ・バランスの促進

#### 現状・課題

第1章でも述べましたが、平成29(2017)年度に実施しました「四日市市男女共同参画に関する市民意識調査」から、ワーク・ライフ・バランスを実現できている人の割合は約3割ある中、もっと個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）を優先したい人の割合も約3割を占めていることがわかりました。また、就業形態の希望と現状では、女性の方が男性に比べて希望と現状の差が大きく、正社員・正職員を希望する女性が35.3%いるものの、現状は19.5%しか正社員・正職員に就業できていないことがわかりました。希望どおりとならない主な要因は、「子育てと両立できないから」となっています。この現状を希望に近づけるためには、ワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠ですが、それには職場の意識改革も必要となります。

3%いるものの、現状は19.5%しか正社員・正職員に就業できていないことがわかりました。希望どおりとならない主な要因は、「子育てと両立できないから」となっています。この現状を希望に近づけるためには、ワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠ですが、それには職場の意識改革も必要となります。

ワーク・ライフ・バランスの実現のために重要なこと（一部抜粋）



※資料：四日市市『男女共同参画に関する市民意識調査』（平成29年）

ります。職場は、これまでの長時間労働の働き方を変え、仕事の効率や生産性を高めるための業務改善や経営者及び社員の意識改革を行う必要があります。また、意識改革と同時に、男女がともに働き続けられ

る環境の整備や、子育て等により離職し、その後再就職や再チャレンジを希望する女性への支援も必要です。

## 【目標指標】

項目	平成 25 (2013) 年度 《基準値・実績値》	平成 29 (2017) 年度 《実績値》	平成 32 (2020) 年度 《目標値》
男女がいきいきと働き続けられる企業表彰の数 (累計) (注)	6 社 (H21～H25 の累計)	11 社 (H21～H29 の累計)	15 社 (H21～H32 の累計)

※【参考値】 H21:1 社、H22:1 社、H23:表彰実施せず、H24:2 社、H25:2 社、H26:1 社、H27:1 社、H28:1 社、H29:2 社  
(注) 表彰された企業が増えていくことを目標としているため累計とした

## 施策の方向

### I、仕事等と家庭生活の両立を支援

ライフスタイルの変化に伴い、保育サービスや子育て支援のニーズはますます多様化しています。子育てや介護の家庭生活と仕事や地域活動などとのバランスがとれた生活が送れるよう、サービスの提供や条件整備を進めます。

推進施策	実施事業	担当部署
①子育てに関する情報提供と相談の充実	◇子育てに関する情報提供と相談の充実	こども未来課 保育幼稚園課
	◇未就学園児やその保護者に遊びの場や交流の場を提供	こども未来課 保育幼稚園課
	◇積極的な子育て相談（育児、栄養、発育、発達等）の実施（乳幼児家庭訪問事業、乳幼児食教室、歯ハハの教室など）	こども保健福祉課 こども発達支援課
②介護サービス情報の提供と相談の充実	◇各在宅介護支援センター及び各地域包括支援センターでの情報提供、相談の実施	介護・高齢福祉課
	◇障害者相談支援センター及び計画相談支援事業所での情報提供、相談の実施	障害福祉課
③保育園等の施設における多様な保育サービスの充実	◇乳児保育、延長保育、一時保育、特別支援児保育、病児保育、休日保育など多様な保育サービスの実施	保育幼稚園課 こども未来課
	◇第2子以降子育てレスパイトケア事業の実施	保育幼稚園課 こども未来課
④保育実施施設の定員等の拡充	◇認可保育園等の保育実施施設の定員等の拡充	保育幼稚園課
⑤地域の子育て環境整備と支援体制の充実	◇ファミリー・サポート・センター事業の充実 ◇学童保育の充実（新規開設支援、適正規模への分割推進）	こども未来課

## II、男女の平等な就労環境の整備を促進

育児・介護休業法が改正され、法整備は整ってきているものの、男性の育児休業取得率は平成28(2016)年度で3.16%とまだまだ増加していません。制度があっても利用しにくい現状があることから、会社経営者や管理職等は、制度の内容を十分理解し、社員や職員に対し、趣旨の浸透と、育児休業や介護休業を取得しやすい社内環境の整備を図る必要があります。市内企業、事業所に対し、育児・介護休業制度の活用の促進及びワーク・ライフ・バランスの啓発を行います。

推進施策	実施事業	担当部署
⑥仕事と家庭生活の両立のための職場環境づくり	◇四日市市「男女がいきいきと働き続けられる企業」表彰の実施 ◇企業の経営者や若手従業員を対象としたワークスタイル・イノベーションに関する意見交換会の開催	商工課
	◇市職員における育児休業・介護休暇などの制度の活用促進 ◇長時間にわたる時間外勤務の削減	人事課
	◇総合評価方式入札において、育児休業制度導入等、女性登用や子育て支援に取り組んでいる企業の優遇	調達契約課
⑦企業と市民に向けての情報提供	◇男女共同参画にかかる国・県などの施策の情報提供 ◇四日市市「男女がいきいきと働き続けられる企業」表彰の実施 ◇四日市市雇用実態調査の男女共同参画に関する回答結果をHPで公開	商工課
	◇ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介 ◇企業訪問等による情報収集及び情報提供 ◇企業向け出前講座の実施	男女共同参画課

## III、女性の就労・再就職・起業へのチャレンジ支援

子育て等により離職し、その後の再就職や再チャレンジを希望する女性も多くみえますが、なかなか就職できなかつたり、就職できても非正規雇用であつたりと厳しい現状があります。働きたい女性がそのライフスタイルにあつた就労ができるよう、就労意欲や能力を向上させるための学習機会や情報の提供などの支援を関係機関との連携のもと進めます。

推進施策	実施事業	担当部署
⑧女性の就業機会の拡充	◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市等と連携し、求人等の情報提供 ◇労働相談機関の情報提供 ◇関係機関と連携した四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援	商工課 男女共同参画課

推進施策	実施事業	担当部署
⑨女性の職業能力開発と職域拡大	◇就職セミナーの開催や、関係機関と連携した四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援	商工課
⑩女性起業家への支援	◇起業のための情報提供（四日市志創業応援隊の利用促進） ◇四日市市独立開業資金融資等の支援制度の周知、啓発 ◇女性起業家育成支援講座（ウーマン起業塾よっかいち）の開催	商工課
	◇起業セミナーの開催 ◇実践の場の提供	男女共同参画課
⑪専門知識の習得と能力開発などへの支援及び情報提供	◇母子家庭等自立支援給付事業の実施 ◇パソコン講座等、就労支援のための講座の開催	こども保健福祉課
	◇パソコンや簿記研修等、専門知識の習得と能力開発など農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援	農水振興課 農業委員会事務局
⑫就労する女性への支援	◇働く女性・働きたい女性のための相談事業の実施	男女共同参画課
	◇潜在保育士職場復帰支援事業	保育幼稚園課
	◇潜在看護師の人材確保	市立四日市病院 総務課
⑬女性活躍の促進	◇各分野で活躍している女性たちと市長による公開意見交換会を実施及びロールモデルの紹介	男女共同参画課

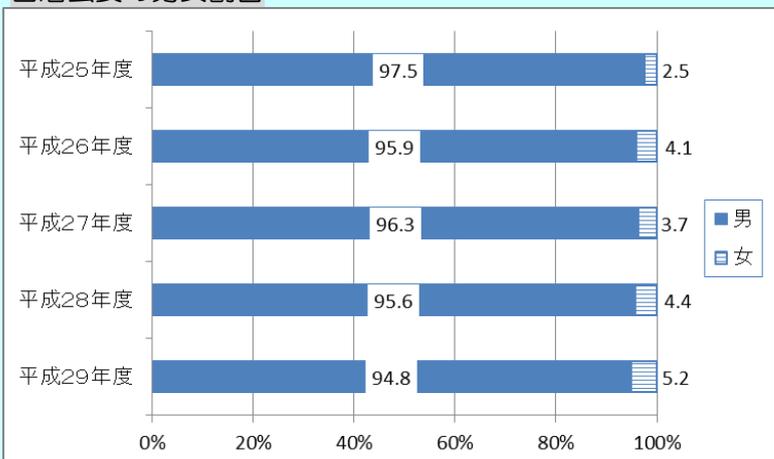
#### (4) 地域社会での男女共同参画の推進

##### 現状・課題

地域社会は、市民が相互に関わり合いながら、安心して充実した生活を送る最も重要な暮らしの場です。そこでは、男女ともにお互いの意見が尊重され、誰もが住みやすいまちづくりをしていくことが重要です。今まで、女性は地域での活動の担い手としての役割を果たしてきていますが、女性が地域活動に参加したとしても、リーダーは男性である割合が多いです。

東日本大震災の教訓から、災害対応における男女共同参画の視点が重要であること、防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画が不可欠であることが明らかにされたことで、平常時から、男女共同参画の視点からの災害対応について取

自治会長の男女割合



※平成 29 年 4 月 1 日現在

り組んでいくことの重要性を、市内各地域で啓発をしてきました。今後は、他の分野においても女性がより一層参画し、地域のリーダーとしても活躍できるよう取り組んでいくことが必要です。

## 【目標指標】

項目	平成 25 (2013) 年度 《基準値・実績値》	平成 29 (2017) 年度 《実績値》	平成 32 (2020) 年度 《目標値》
自治会長における 女性の割合	2. 5 %	5. 2 %	1 0 %

## 施策の方向

### I、男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

地域においても、固定的な性別役割分担意識に根ざした慣習や慣行、子育てや仕事などが要因で、男女がともに地域活動に参画しづらい状況にあります。地域団体やNPOなどと協働して、さまざまな分野の地域活動（地域福祉や防災、防犯など）に男女がともに参画することの必要性や意義をわかりやすく伝えていくとともに、男女がともに参画しやすい環境整備などに努めます。

推進施策	実施事業	担当部署
①地域社会づくりを担うリーダーへの女性の就任促進	◇地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長を担うよう促進	社会教育課
	◇男女がともに地域で活動を担っていけるよう啓発	市民生活課
	◇地域で活躍する女性リーダーを情報紙等で紹介	男女共同参画課
②地域活動を担う女性リーダーの育成	◇地域活動を担う女性のリーダーを育成する講座の実施	地区市民センター（市民生活課）
③地域活動への積極的な参画を促すための意識・環境づくり	◇各地区で女性向けエンパワメントの講座や男性の意識を変える講座を市民グループ（団体）等と協働して実施	男女共同参画課 地区市民センター（市民生活課）
	◇センターだより等で、地域活動への積極的な参画を啓発	地区市民センター（市民生活課）
	◇地域防災活動に女性の視点が反映される機会づくり	危機管理室
④男性の子育て参画を通して、様々な地域活動への参画の推進	◇男女がともに地域活動へ参画できるよう、子育てに関する講座等において啓発	こども未来課
⑤地域で活動する各種ボランティア・NPO等への支援	◇市民活動の場（なや学習センター、市民活動センター）の提供等による支援	市民協働安全課

## (5) 国際化に対応した男女共同参画

### 現状・課題

政治や経済、文化等あらゆる分野において、私たちの暮らしは、国際的な関わりの中で成り立っています。また、四日市市には7,800人近くの外国人が在住されており、地域で生活していくなかで身近に接する機会も多くなっています。外国人市民との交流・情報交換により、互いの文化や習慣の

外国人市民数の推移



※資料：四日市市統計書（平成27年度版）より

ちがいなどを理解しあい、ともに地域における男女共同参画を進めることが大切です。また、男女共同参画は、国際社会における動きと密接な関連があり、世界の動きとの協調も必要です。

### 【目標指標】

項目	平成 25 (2013) 年度 《基準値・実績値》	平成 29 (2017) 年度 《実績値》	平成 32 (2020) 年度 《目標値》
ふれあい交流事業、生活講座、防災セミナー等参加人数	548人	1,344人	600人

### 施策の方向

#### I、多文化共生における男女共同参画の推進

多様な文化や価値観への理解を深め、市民、地域、民間団体等と連携して、男女共同参画の視点に立った外国人市民との相互理解と共生を進める活動などに取り組み、より住みやすい地域づくりを進めます。

推進施策	実施事業	担当部署
① 在住外国人女性への支援	◇外国人市民への情報提供 ◇NPO やボランティアの育成や支援 ◇関係機関との連携（男女共同参画センター、NPO、国際交流センター、警察、病院等） ◇外国人市民向けの相談体制の充実	市民生活課 （多文化共生推進室）
② 在住外国人女性の地域社会への参画促進	◇地域活動への参加促進のための外国人市民リーダーの発掘や養成、ふれあい交流事業や生活講座の実施 ◇共助の理解促進のための防災セミナー等の実施	市民生活課 （多文化共生推進室）
③ 男女共同参画の視点に立った外国人市民との相互理解	◇国際的な男女共同参画に関する情報や学習機会の提供	男女共同参画課

### 3 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり (四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画)

#### (1) DVを許さない意識づくり

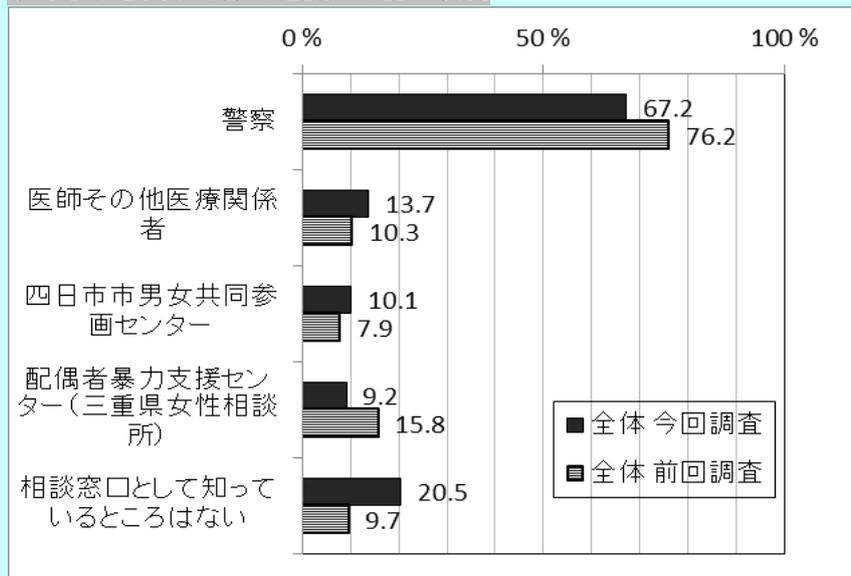
##### 現状・課題

第1章でも述べましたが、平成29(2017)年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果では、DVを受けた際の相談窓口を知らない人が前回調査よりも増加していることがわかりました。相談窓口として一番認知されているのは「警察」で67.2%、「四日市市男女共同参画センター」は10.1%で認知状況は前回調査時よりも上がっているものの1割程度しかなく、また、「相談窓口として知っているところはない」と回答した割合が20.5%と、前回調査の9.7%に比べ大きく増加しています。

暴力は、重大な人権侵害であり、男女問わず、いかなる場合にも許されるものではありません。特に女性に対する暴力は固定的な性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差など社会状況に根ざした構造的な問題であると言えます。

また、家庭での暴力は子どもにも重大な影響を与えます。暴力を直接受けることはもとより、両親のDVを見て生活すること自体も子どもにとっては心理的虐待となります。DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会づくりに向け、家庭や地域、学校などあらゆる場で啓発していくことが必要です。

暴力などを受けた際の相談先の認知状況



※資料：四日市市『男女共同参画に関する市民意識調査』(平成29年)

##### 【目標指標】

項目	平成 25 (2013) 年度 《基準値・実績値》	平成 29 (2017) 年度 《実績値》	平成 32 (2020) 年度 《目標値》
DV及びデートDV防止にかかる講座の受講者数	—	1,890人	3,000人

##### 施策の方向

##### I、DV防止の啓発

男女が互いの人権を尊重し、性別に起因する差別・偏見やDVをはじめとするあらゆる暴

力を許さない社会づくりのため、あらゆる機会をとらえて、世代・男女を問わず、DVについて、また、ジェンダーの視点や男女共同参画についてわかりやすく、必要な情報を伝えていきます。

推進施策	実施事業	担当部署
①男女共同参画の理念やジェンダー、DVについての正しい理解の促進 (再掲 基本目標 1-(1)-①)	◇DV 防止講演会の開催 ◇講演会、映画祭、シンポジウム等の開催 ◇市民グループ（団体）との協働による講座の開催 ◇情報紙はもりあの発行	男女共同参画課
②男女共同参画推進の拠点である男女共同参画センター及び相談窓口の周知 (再掲 基本目標 1-(1)-④)	◇市広報、ホームページ、情報紙はもりあ等での広報 ◇パンフレット、相談窓口案内カードの配布 ◇街頭啓発の実施 ◇はもりあホームページの充実	男女共同参画課
	◇市広報やホームページ等での周知	市民生活課
③DVが子どもに与える影響についての理解促進 (再掲 基本目標 1-(1)-⑤)	◇出前講座の実施	男女共同参画課 こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
	◇DVに関する啓発パンフレットの配布	男女共同参画課
	◇啓発パンフレット等の作成、配布を通じ、子どもの目前でのDVが児童虐待にあたることを啓発	こども保健福祉課
	◇保育園・幼稚園・こども園の保護者会を通じ、保護者向け講座等の実施	保育幼稚園課
	◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	こども未来課 (青少年育成室)

## II、若年層へのDV予防・人権教育（再掲 基本目標 1-(2)-II）

DVをはじめとするあらゆる暴力を排除するために、未就学児から大学生まで、子どもにかかわるすべての場面で、発達・学習の段階にあわせた内容で、男女共同参画の理念やジェンダーについて学ぶとともに、あらゆる暴力を許さない意識の啓発を行っていきます。

推進施策	実施事業	担当部署
④デートDVなどの暴力防止のための教育の推進 (再掲 基本目標 1-(2)-③)	◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	こども未来課 (青少年育成室)
	◇中学、高校、大学等での教職員も含めたデートDV予防出前講座の実施 ◇デートDV防止パンフレットの配布	男女共同参画課
	◇保育園、幼稚園、こども園、小学校等への人権・ジェンダーの視点を養うための出前講座の実施	男女共同参画課
⑤あらゆる暴力を許さない意識の啓発 (再掲 基本目標 1-(2)-④)	◇人権・ジェンダーに敏感な視点を養うための子ども向け出前講座の実施	人権センター

推進施策	実施事業	担当部署
⑥命の尊厳と妊娠・出産・ 避妊に関する権利・責任 についての啓発 (再掲 基本目標 1-(2)-⑤)	◇性に関する相談の実施	男女共同参画課
	◇性教育の実施（HIV、性感染症予防を含む） ◇教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、 様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階 に応じた適切な性に関する指導の継続 ◇保健所等、関係機関と共同して出前授業の募集を 全中学校へかける	指導課
	◇保健師や助産師による妊産婦訪問指導の実施 ◇妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相 談の実施	こども保健福祉課
	◇「青少年とその家庭の悩み相談」事業の実施	こども未来課 (青少年育成室)
⑦自尊感情を育てる教育 の推進 (再掲 基本目標 1-(2)-⑥)	◇保育園・幼稚園・こども園における人権保育・人 権教育の中での取り組みの推進	保育幼稚園課
	◇各校における道徳の時間を中心とした自尊感情を 育む教育の推進	指導課
	◇啓発パンフレット等を活用した家庭教育講座等保 護者向け講座の実施	人権・同和教育課
⑧青少年の健全育成を阻 害する環境の改善 (再掲 基本目標 1-(2)-⑦)	◇インターネット被害防止等啓発パンフレット等の 作成、配布	こども未来課 (青少年育成室)
	◇出前講座（e-ネット安心講座）の実施	

## (2) 安心して相談できる体制づくり

### 現状・課題

男女共同参画センターの女性相談の現状を相談の実人数からみてみますと、平成26(2014)年度以降は毎年600人以上の人からの相談を受けています。延べ件数でみてみますと、平成28(2016)年度は3,752件の相談があり、うち2,147件がDVを主訴とする相談となっており、相談全体の約57%を占めています。

しかしながら、平成29(2017)年度実施の市民意識調査では、DV行為を受けた経験のある人のうち、46.7%の人が「どこ(だれ)にも相談しなかった」という結果が出ています。また、相談した人でも34.6%が「友人・知人」に相談しており、公的機関に相談した人はわずか7.4%でした。

DV被害を受けた人が相談しやすい身近な相談窓口と、そしてDV被害を受けた人に安心と十分な支援が提供できる体制の充実と強化が必要です。

男女共同参画センター 女性相談等の現状

年度(平成)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
相談件数	1,957	2,434	3,763	3,594	3,485	3,355	3,752	2,801	(件)
(実人数)	400	639	559	547	661	716	666	625	(人)
DV件数	1,121	869	2,127	2,178	2,004	2,003	2,147	1,394	(件)
(実人数)	159	120	133	133	130	192	113	110	(人)

※平成22年度までは相談員2名体制、平成23年度より3名体制、平成29年度より4名体制

【目標指標】

項目	平成 25 (2013) 年度 《基準値・実績値》	平成 29 (2017) 年度 《実績値》	平成 32 (2020) 年度 《目標値》
婦人相談員の外部 研修派遣回数	23回	22回	48回

施策の方向

I、相談体制の充実

相談を通じて、必要な支援施策を情報提供することで解決につながる事案もあれば、支援を受けるための手続きや専門家による相談など次の支援への円滑な移行を促したり、同行支援や警察等の保護を迅速に行う必要のある重篤な事案もあります。また、女性だけでなく、男性からの相談も適切に対応できる体制づくりが必要です。このため、県の配偶者暴力支援センターとの役割分担を明確にしつつ、相談体制の充実と機能の強化を図ります。

推進施策	実施事業	担当部署
①早い段階で気軽に相談を受けられるような広報の工夫や相談窓口づくり	◇市の広報媒体での情報提供の他、民間のメディアの活用を進める ◇相談カードの女性用トイレ等への設置	男女共同参画課
	◇市の広報媒体での情報提供を進める	人権センター
②相談体制の充実	◇女性相談員の相談の充実 ◇男性向け相談の実施	男女共同参画課
③専門家による相談の充実	◇弁護士による法律相談の実施 ◇臨床心理士による相談の実施	男女共同参画課
	◇精神科医師等による精神保健相談の実施	保健予防課

推進施策	実施事業	担当部署
④ネットワーク会議への参画等、関係機関との連携の強化	◇県内のDV相談担当部署、施設との連携 ◇四日市地域DV防止会議への参加 ◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実	男女共同参画課
	◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実 ◇県内のDV相談担当部署、施設との連携	こども保健福祉課
	◇人権にかかる相談ネットワーク連絡会の充実	人権センター
⑤健康相談・情報提供の充実	◇成人健康相談の実施	健康づくり課

## II、外国人等情報が届きにくい人への相談体制の充実

DV被害者が外国人や障害者、高齢者等の場合、行政の支援策等の情報が届きにくかったり、言葉等コミュニケーションの問題から、十分に意思が伝わらずに適切な相談や支援が受けられないことが考えられます。外国人、障害者等で必要な情報が届きにくい方々についてはコミュニケーション上の障壁をなくして情報収集・相談等ができるよう、通訳（外国語・日本語間の通訳、手話通訳など）や翻訳資料（外国語・日本語間の通訳、点訳・音訳など）などの体制の整備を進めます。

また、外国人、障害者、高齢者等に対し、身近な立場で支援活動を行っている諸団体・関係者への情報提供、連携強化を進めます。

推進施策	実施事業	担当部署
⑥外国人、障害者、高齢者等への情報提供、相談体制の充実	◇外国語版の相談機関一覧等の配布 ◇外国語版広報よっかいちによる周知	男女共同参画課
	◇相談時の外国語通訳、手話通訳・要約筆記者の派遣	市民生活課 (多文化共生推進室) 障害福祉課
	◇高齢者に関する総合相談機関一覧等の作成、配布	介護・高齢福祉課
⑦関係者への情報提供、連携強化	◇関係職員に対する研修の実施	男女共同参画課
	◇国際交流センター、多文化共生サロン、介護事業者、障害福祉サービス事業者等へのDV及び相談窓口についての研修等の実施	市民生活課 (多文化共生推進室) 障害福祉課 介護・高齢福祉課
⑧NPOやボランティアの育成や支援	◇市民活動の場（市民活動センター、なや学習センター）の提供等による支援	市民協働安全課

### Ⅲ、相談員の資質向上と相談員に対する支援

DVに関する相談や支援に携わる相談員は、被害者に寄り添う一方で、深刻な課題に継続的な緊張のなかで対処しています。また、単に暴力があったというだけでなく、様々な社会的背景が密接に絡んだ問題であるため、自らの行う相談援助が適切なものであるかどうか常に意識しながら取り組んでいます。

相談員自身の資質向上はもちろんですが、相談員自身がひとりで問題を抱え込み、組織内や関係機関とのあいだで孤立してしまったり疲弊してしまうことがないように、組織として相談員を支援できる体制を強化します。

推進施策	実施事業	担当部署
⑨相談員に対する指導・助言の充実	◇熟練した指導者による相談員に対する指導、助言の実施	男女共同参画課
⑩庁内・外の組織的な連携体制の強化	◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実	こども保健福祉課 男女共同参画課
	◇県婦人相談連絡協議会への参画	男女共同参画課
	◇人権にかかる相談ネットワーク連絡会の充実	人権センター
⑪研修の充実	◇相談員の資質向上のための外部研修派遣	男女共同参画課 こども保健福祉課
	◇人権相談体制強化事業の実施	人権センター

### Ⅳ、苦情受付についての周知

DV被害者への支援は、被害者自身の意思を尊重し、その気持ちに寄り添いながら必要な支援が行われるよう努めていますが、二次被害や想定外の事態が起こらないとは限りません。

市民、とりわけ当事者に、男女共同参画センターへ苦情を申し出ることができることの周知を図ります。

また、当事者などから苦情の申出がなされた場合には、一定のルールに沿って適切かつ迅速に対応し、業務の改善に反映するとともに当事者などへの説明責任を果たしていきます。

推進施策	実施事業	担当部署
⑫苦情相談窓口の周知	◇相談者に対し、相談により二次被害を受けた場合に相談できる苦情窓口の説明を図る	男女共同参画課
⑬人権相談や国・県の相談窓口等の周知による、多面的な相談・苦情受付体制の周知	◇国・県・市、及び民間の相談機関等人権に関わる相談機関の一覧の作成及び周知	人権センター

### (3) 被害者等の保護充実と加害者対策

#### 現状・課題

四日市市では、DVによって緊急の安全確保・一時保護を必要とする被害者に対し、警察や県女性相談所、児童相談所、福祉事務所などと連携し対応しています。またDVやストーカーの加害者が被害者の所在を追求する可能性がある場合、住民基本台帳等の閲覧制限の手続きに必要な意見書の発行及び必要に応じて手続きの同行支援を行っています。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)による保護命令の発令件数は、毎年度数件あり、一時保護は10件前後で推移しています。DV被害者の安全を確保するためには、さまざまな関係機関が支援することや関係機関同士の迅速な連携が重要であり、常日頃からの連携体制の構築が必要です。

DV被害者の保護とともに、加害者対策も進めていく必要があります。しかしながら加害者への直接的な措置は、現行法のもとでは警察、司法の力を用いて行われるため、これらの関係機関との一層の連携や情報共有が必要です。

男女共同参画センター 一時保護等の現状

年度(平成)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
一時保護	13	10	14	10	10	11	13	7	(件)
保護命令	3	3	8	3	5	1	1	1	(件)

#### 【目標指標】

項目	平成 25(2013)年度 《基準値・実績値》	平成 29(2017)年度 《実績値》	平成 32(2020)年度 《目標値》
四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議開催数 (部会、研修会含む)	14回	14回	14回以上

#### 施策の方向

##### I、被害者の早期発見

DVは、家庭内など閉鎖的な空間で行われることが多く、外部から発見することが困難です。また、被害者は加害者からの報復を恐れて、相談機関へ相談することを躊躇することもあります。事態の深刻化を防ぐためには、DV被害者を早期発見することがたいへん重要です。日常の医療関係者の方々の業務や民生委員・児童委員などの活動の中で、DV被害者を発見できる可能性が高いと考えられ、これらの方々には男女共同参画センターへ情報提供することや、DV被害者へ相談を勧めることが求められます。

このことから、DV被害者を発見しやすい立場にいる人に、DVに関する情報提供や相談

窓口の周知等を図ります。また、日常の中で、DVの兆候に気づくことができ、実務に即して具体的な行動を起こしやすい仕組みづくりを進めます。

推進施策	実施事業	担当部署
①関係者の研修と連携体制の充実（医療関係者、警察、消防（救急）、民生委員・児童委員等の地域住民、児童相談窓口、介護事業者、障害福祉サービス事業者、病院や保健所等の保健関係者、保育園・幼稚園・こども園・学校等の保育・教育関係者、電気・ガス・水道等のライフライン事業者や配達事業者など）	◇関係者へのDV被害者対応についての情報提供、研修の実施	男女共同参画課 こども保健福祉課
	◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実	男女共同参画課 こども保健福祉課
	◇日常的な見守りによるDV被害の早期発見や情報の共有化	保育幼稚園課 こども未来課 （青少年育成室） 健康福祉課 障害福祉課 介護・高齢福祉課 保護課 保健予防課 指導課 教育支援課 人権・同和教育課 消防本部 上下水道局お客様センター

## II、緊急時における被害者の安全確保

DVによって緊急の安全確保・一時保護等を必要とするケースが、近年、一定数発生し続けています。平成29(2017)年度において、男女共同参画センターが一時保護を行ったのは、7件17人となっています。危険が急迫しているケース、相談時には暴力的行為の心配がなくてもDVが常態となっているケース、さらには子どもが身体的・心理的な暴力の対象となっているケース（児童虐待）もあります。

警察や県女性相談所、児童相談所、福祉事務所などと連携し、被害者本人や子どもなど当事者の当面の安全を確保できる体制を強化します。また、迅速に安全を確保するため、市内の社会資源を活用し緊急時に一時避難できる体制を整えます。

推進施策	実施事業	担当部署
②相談施設の安全管理	◇警察との連携強化 ◇職員体制の充実	男女共同参画課
③緊急時における一時避難場所の確保	◇緊急避難支援事業による一時避難所の提供	男女共同参画課
④被害者に対する心理的ケアの充実	◇臨床心理士相談の実施	男女共同参画課

推進施策	実施事業	担当部署
⑤関係機関との連携による迅速な支援（一時保護・施設入所など）	◇県内関連施設（児童、高齢者、障害者のための施設を含む）及び市福祉事務所・保健所との連携による一時避難施設への入所	男女共同参画課 こども保健福祉課 障害福祉課 介護・高齢福祉課 保護課 保健予防課
⑥保護命令申立て手続きの支援	◇警察及び裁判所との連携強化を図る ◇必要に応じて、加害者との接触を防ぐため、婦人相談員による同行支援、代理申請等を行う	男女共同参画課

### Ⅲ、加害者対策

DVの加害者に対し、その行動に一定の制限を加えなければならない事案も、近年、一定数発生し続けています。平成29(2017)年度において、男女共同参画センターが支援したDV防止法に基づく保護命令の発令件数は、1件となっています。

加害者に対する直接的な措置（保護命令制度）は、現行法のもとでは警察、司法の力を用いて行われます。そのため、被害者の安全確保・自立支援に携わる関係部署・機関・団体は迅速な支援に向けた一層の連携や情報管理が求められます。

加害者更生の取り組みについては、国の第4次男女共同参画基本計画において、地域社会内での加害者更生プログラムについて、民間団体の取り組みも含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方について検討するとされており、本市においては、国、県等の調査研究の進捗状況などの把握に努めます。

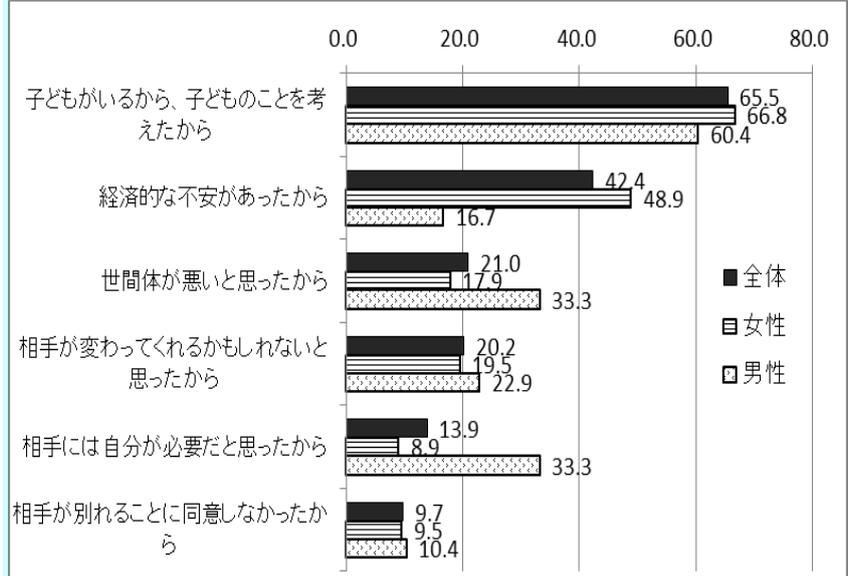
推進施策	実施事業	担当部署
⑦DVの状況に応じた加害者向けプログラムの研究（開発・研修への要望、情報収集）	◇国、県等の加害者更生プログラム調査研究の進捗状況及び有効性の把握	男女共同参画課

## (4) 被害者等の生活安定と自立支援

### 現状・課題

DV被害者の中には、子どものことや経済的な不安から配偶者と別れられない人もみえます。また、別れたとしても、住宅、就労、経済的、本人・子どもの健康、子どもを取り巻く環境等、生活再建に当たって困っている課題は、多岐に渡っています。新しい生活環境になじめない、相談できる人がまわりにいない、必要な情報が入手しにくい等の悩みがあります。自立のためには、当面の生活支援と共に中長期的な支援も必要です。

配偶者と別れなかった理由（複数回答）【抜粋】



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査（平成29年度調査）」より

### 【目標指標】

項目	平成 25 (2013) 年度 《基準値・実績値》	平成 29 (2017) 年度 《実績値》	平成 32 (2020) 年度 《目標値》
自己尊重講座（被害者支援のための講座）の受講者数（累計）（注）	54人 (H24～H25の累計)	74人 (プラン前期期間【H27～H29】の累計)	180人 (プラン全期間【H27～H32】の累計)

※【参考値】H26：34人、H27：21人、H28：27人、H29：26人

（注）講座内容や講座回数が年度で異なるため累計人数とした

### 施策の方向

#### I、生活安定と自立促進

平成29(2017)年度に内閣府が実施した男女間における暴力に関する調査によると、DVを受けた経験のある人のうち、暴力的行為を受けた後に、相手（配偶者）と「別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」という人は36.6%と少なくありません。その理由として、「子どもがいるから、子どものことを考えたから」、「経済的な不安があったから」など、配偶者と別れて自立生活を始めることへの不安が挙げられています。

DVから避難した後の被害者の生活支援にあたっては、不安と向き合いつつも自信をもって安定的に暮らせるよう、全面的なサポートが必要です。DV被害者が安心して生活できる住宅の確保から、就業に向けた支援、各種手当、医療保険、年金をはじめとする現在及び将来の生計の支えとなる各種の経済的支援策の活用等、制度利用の支援に努めます。

推進施策	実施事業	担当部署
①生活の場の確保	◇施設入所支援	男女共同参画課 こども保健福祉課 介護・高齢福祉課 障害福祉課 保護課
	◇加害者から身を守るため、他管内への避難支援	男女共同参画課 こども保健福祉課
	◇民間アパートへ入居支援	男女共同参画課 保護課
	◇DV被害者の市営住宅への優先入居 ◇ひとり親家庭に対する市営住宅定期募集抽選時の優先抽選	市営住宅課
②就労支援の充実	◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市等と連携した求人等の情報提供	商工課 保護課
	◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市、三重県と連携し、情報提供及び講座の実施 ◇働く女性・働きたい女性のための相談事業の実施	男女共同参画課
	◇労働相談機関の情報提供 ◇関係機関と連携し、四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援	商工課
	◇母子家庭等自立支援給付金事業、パソコン講座など就労支援のための講座	こども保健福祉課
③心理的支援の充実	◇相談員による継続的な支援の実施	男女共同参画課 こども保健福祉課
	◇臨床心理士相談の実施	男女共同参画課
④自立生活に向けた必要な情報の収集と提供	◇ひとり親・寡婦家庭のしおりの作成、配布（児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金、母子家庭等自立支援給付金事業等）	こども保健福祉課 (家庭児童相談室) 男女共同参画課
	◇福祉、医療、教育、経済等自立生活に必要な情報を収集し、ホームページ等を活用し分かりやすく提供する	障害福祉課 保護課 介護・高齢福祉課 保険年金課 市営住宅課 教育総務課 男女共同参画課

## II、当事者の子どもに対する支援

子どもの目の前で親が配偶者に暴力をふるうことを「面前DV」といい、児童虐待の心理的虐待にあたります。厚生労働省によると、平成28(2016)年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は122,578件（速報値）で、そのうち心理的虐待は63,187件と全体の51.5%を占め、平成27(2015)年度に比べ約14,000件増加しており、これは「面前DV」の

増加によるものです。

子どもを同伴する被害者の自立を図るうえでも重要な課題である子どもの保育・就学等が、安心して行われるよう福祉、教育等関係機関との連携を強化します。また、児童相談所や福祉・保健関係所属、保育園・学校等と連携して、子どもに対する心理的ケアの充実を図ると共に、子どもの養育環境について継続的に見守り、必要に応じた支援を行います。

推進施策	実施事業	担当部署
⑤保育・就学等の支援	◇DV避難による転園、転校時の手続き支援	こども保健福祉課 保育幼稚園課 学校教育課
⑥継続した心理的ケア	◇保健師等による自宅訪問の実施（乳幼児のいる世帯）	こども保健福祉課
	◇児童相談所、こども保健福祉課、保護課、保育園、幼稚園、こども園、学校、民生委員・児童委員などの地域関係者等における情報の共有化	こども保健福祉課 保育幼稚園課 指導課 教育支援課
	◇スクールカウンセラー等専門家による継続的なカウンセリングの実施	指導課 教育支援課
⑦養育についての継続的な支援	◇保健師等による自宅訪問の実施（乳幼児のいる世帯）	こども保健福祉課
	◇児童相談所、こども保健福祉課、保護課、保育園、幼稚園、こども園、学校、民生委員・児童委員などの地域関係者等における子どもの状況把握と情報の共有化	こども保健福祉課 保育幼稚園課 保護課
	◇必要に応じた子どもの保護（入所措置）の実施	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)

### Ⅲ、情報提供・管理の充実強化

被害者の安全確保から生活安定と自立までのプロセスでは、多数の関係部署・機関・団体の支援を要します。これらの連携を図る際には、被害者に関する情報をやりとりする必要があります。これらの情報が適切に取り扱われ、多数の手続きを円滑に行うことができるような体制づくりに努めます。

また、加害者が被害者の所在を追及する可能性もあり、すでに実施している住民基本台帳等の閲覧制限だけでなく、被害者および同伴する子どもの安全確保のための情報管理を適正に行う仕組みの整備に努めます。

推進施策	実施事業	担当部署
⑧被害者の負担を軽減し、 迅速に手続きできる体 制づくり	◇被害者の負担軽減のための情報共有及び連携強化	男女共同参画課 こども保健福祉課 (家庭児童相談室) 保育幼稚園課 保護課 障害福祉課 介護・高齢福祉課 保険年金課 市民課 学校教育課 指導課 市営住宅課 市民税課
⑨被害者及び同伴する子 どもに関する適切な情 報管理	◇住民基本台帳等の閲覧制限の実施	市民課 市民税課 資産税課 収納推進課 保険年金課 市営住宅課 生活環境課
	◇手続きの同行支援の実施	男女共同参画課
	◇保育園・幼稚園・こども園及び学校におけるDV 被害者等に関する情報を適切に管理する	保育幼稚園課 指導課 学校教育課

#### IV、長期に及び継続的な支援

本プランに掲げる取り組みを進める際に、特に重要な課題は、被害者やその子どもに対する途切れのない迅速な支援が当事者の意思を踏まえて行われ、かつ、(加害者の更生が図られることが本来は求められますが、それが難しいならば) 加害者と距離を置いたかたちで行われていくことです。また、避難後もトラウマを抱えたり、新しい環境への不安も大きくあったりすることから、特に精神的なサポートも必要です。被害者が心身ともに安定した自立生活が送れるよう、特に精神的なサポートが継続的に実施できるような体制づくりに努めるとともに、庁内関係部署及び国・県の関係機関や、市民・事業者・NPO等との連携を図ります。

推進施策	実施事業	担当部署
⑩継続的な支援の実施	◇女性相談機能の強化（専門相談の充実、被害者支援のための講座等の開催）	男女共同参画課
⑪庁内の職務関係者に対する研修と連携の強化	◇長期に及ぶ継続的な支援の必要性についての研修、啓発	男女共同参画課 職員研修所
	◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議における研修及び連携の強化	男女共同参画課 こども保健福祉課
	◇人権にかかる相談ネットワーク会による連携の強化	人権センター
⑫関係機関、専門的支援団体との連携	◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議における連携強化 ◇NPO等被害者支援団体との情報交換、連携	男女共同参画課

## 4 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり

### (1) 自立のための支援

#### 現状・課題

単身世帯やひとり親家庭の増加など家族のあり方も多様化し、雇用・就業構造の変化、近年の厳しい経済・雇用情勢の中で、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりが見られます。また、ほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が貧困率が高く、特にひとり親家庭で高いという特徴があります。また、女性の中には、性別による固定的な役割分担意識や男女の経済的な格差などに基づく上下関係などに根ざした構造的な問題を抱えた人も多く、このような生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭や生活上の困難に直面する人々を支援する必要があります。

ひとり親家庭の主要統計データ（平成28年全国母子世帯等調査の概要）

【母子世帯と父子世帯の状況】

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数〔推計値〕	123.2万世帯 (123.8万世帯)	18.7万世帯 (22.3万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 79.5% (80.8%)	離婚 75.6% (74.3%)
	死別 8.0% (7.5%)	死別 19.0% (16.8%)
3 就業状況	81.8% (80.6%)	85.4% (91.3%)
就業者のうち 正規の職員・従業員	44.2% (39.4%)	68.2% (67.2%)
うち 自営業	3.4% (2.6%)	18.2% (15.6%)
うち パート・アルバイト等	43.8% (47.4%)	6.4% (8.0%)
4 平均年間収入   〔母又は父自身の収入〕	243万円 (223万円)	420万円 (380万円)
5 平均年間就労収入   〔母又は父自身の就労収入〕	200万円 (181万円)	398万円 (360万円)
6 平均年間収入   〔同居親族を含む世帯全員の収入〕	348万円 (291万円)	573万円 (455万円)

※（ ）内の値は、前回(平成23年度)調査結果を表している。  
 ※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入。  
 ※集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答（無記入や誤記入等）がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値（比率）を表している。

厚生労働省 平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果の概要より

#### 【目標指標】

項目	平成25(2013)年度 《基準値・実績値》	平成29(2017)年度 《実績値》	平成32(2020)年度 《目標値》
起業支援講座の受講者数(注)	—	87人	110人

(注)女性起業家育成支援講座（育成講座、ジャンプアップ講座）及びプチ起業入門講座受講人数

#### 施策の方向

##### I、単身女性・ひとり親家庭等の生活上の困難に対する支援

女性が自分のライフスタイルにあった働き方をするために、また、様々な生活上の困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、女性の就労支援のための講座開催や、自立生活に向けた必要な情報の収集と提供を行います。また、性別による固定的な役割分担意識などに根ざした構造的な問題を抱えた女性からの相談を十分に受けられるよう、相談員の資質の向上を図ります。

推進施策	実施事業	担当部署
①生活の場の確保 (再掲 基本目標 3-④-①)	◇施設入所支援	男女共同参画課 こども保健福祉課 介護・高齢福祉課 障害福祉課 保護課
	◇民間アパートへ入居支援	男女共同参画課 保護課
	◇DV被害者の市営住宅への優先入居 ◇ひとり親家庭に対する市営住宅定期募集抽選時の優先抽選	市営住宅課
②就労支援の充実 (再掲 基本目標 3-④-②)	◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市等と連携した求人等の情報提供	商工課 保護課
	◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市、三重県と連携し、情報提供及び講座の実施 ◇働く女性・働きたい女性のための相談事業の実施	男女共同参画課
	◇労働相談機関の情報提供 ◇関係機関と連携し、四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援	商工課
	◇母子家庭等自立支援給付金事業、パソコン講座など就労支援のための講座	こども保健福祉課
③女性起業家への支援 (再掲 基本目標 2-③-⑩)	◇起業のための情報提供（四日市志創業応援隊の利用促進） ◇四日市市独立開業資金融資等の支援制度の周知、啓発 ◇女性起業家育成支援講座（ウーマン起業塾よっかいち）の開催	商工課
	◇起業セミナーの開催 ◇実践の場の提供	男女共同参画課
④自立生活に向けた必要な情報の収集と提供 (再掲 基本目標 3-④-④)	◇ひとり親・寡婦家庭のしおりの作成、配布（児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金、母子家庭等自立支援給付金事業等）	こども保健福祉課 (家庭児童相談室) 男女共同参画課
	◇福祉、医療、教育、経済等自立生活に必要な情報を収集し、ホームページ等を活用し分かりやすく提供する	障害福祉課 保護課 介護・高齢福祉課 保険年金課 市営住宅課 教育総務課 男女共同参画課

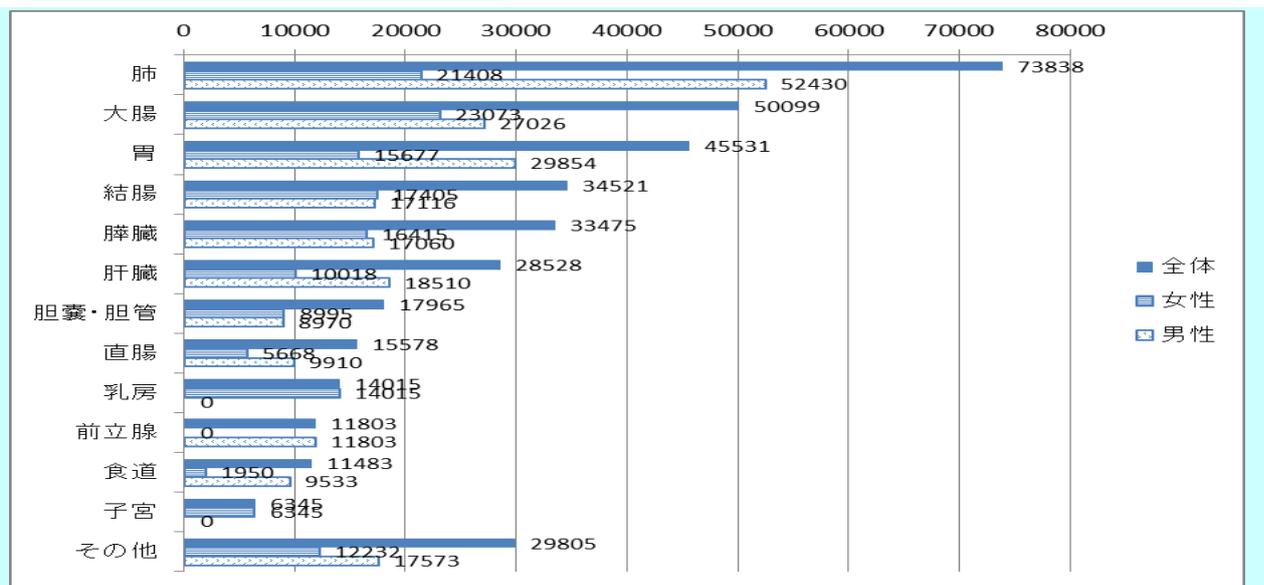
推進施策	実施事業	担当部署
⑤相談体制の充実 (再掲 基本目標 3-(2)-②)	◇女性相談員の相談の充実 ◇男性向け相談の実施	男女共同参画課
⑥心理的支援の充実 (再掲 基本目標 3-(4)-③)	◇相談員による継続的な支援の実施	男女共同参画課 こども保健福祉課
	◇臨床心理士相談の実施	男女共同参画課

## (2) 生涯を通じた心と体の健康づくり

### 現状・課題

男女がともに責任も担いながら、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らせる社会を築くためには、市民一人ひとりの主体的な健康の管理・保持・増進が必要であり、身体の健康とともにメンタルヘルスも重要です。また、男女の違いによる健康上の違いがあることをお互いが十分に理解する必要があります。特に女性は、妊娠・出産を担う機能を備えていることから、若い時から自分自身の身体に関する正しい知識を深めること、また、妊娠・出産を含めた自身の健康に関して、自己選択・決定する権利があること、および妊娠・出産・避妊に関する女性の権利と男性の責任について正しく認識することが重要です。

部位別がん死亡数 2016年 (単位：人)



出典：国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」

三重県における人工妊娠中絶件数 (単位：人)

	総数	15歳未満	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
H28	2,190	3	16	24	51	63	64	431	427	860	251	—
H27	2,288	8	5	14	46	52	83	465	415	939	261	—
H26	2,339	3	7	33	37	70	67	435	472	963	252	—

厚生労働省「衛生行政報告例」(H26～H28)

## 【目標指標】

項目	平成 25 (2013) 年度 《基準値・実績値》	平成 29 (2017) 年度 《実績値》	平成 32 (2020) 年度 《目標値》
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	94.2%	94.4%	95%

## 施策の方向

### I、生涯を通じた男女の健康づくり

生涯を通じた男女の健康づくりには、生活習慣病予防や介護予防、健康診査や各種がん検診等の受診、健康相談や健康に関する情報の提供が必要です。市民一人ひとりが主体的に健康の管理や保持・増進ができるよう、健康づくりに必要な情報提供や支援に努めます。

推進施策	実施事業	担当部署
①各種健（検）診・予防接種の充実	◇胃がん、子宮頸がん等各種健（検）診（成人）の実施 ◇高齢者のインフルエンザワクチン等各種予防接種（成人）の実施	健康づくり課
	◇妊婦一般健康診査、産婦健康診査の実施	こども保健福祉課
②生活習慣病予防、介護予防講座の充実	◇各種生活習慣病予防講座、介護予防講座の実施 ◇がん予防、介護予防等をテーマとした出前講座の実施	健康づくり課
③健康相談・情報提供の充実	◇成人健康相談の実施 ◇食や運動など健康づくりに関する情報の発信、提供の実施	健康づくり課
④女性医師・女性技師の人材確保	◇女性医師に加え、女性技師（診療放射線技師等）の人材確保に努める	市立四日市病院総務課
⑤性に関する情報の提供と性教育の推進	◇性教育の実施（HIV、性感染症予防を含む） ◇教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続 ◇保健所等、関係機関と共同して出前授業の募集を全中学校へかける	指導課
	◇関係機関からの性に関する研修会の案内及び情報提供を各学校へ行う	学校教育課
	◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	こども未来課（青少年育成室）
	◇女性の人権（DV・デートDVを含む）及び性の多様性に関する家庭教育講座等保護者向け講座の実施	人権・同和教育課

推進施策	実施事業	担当部署
⑥性別に関係なくスポーツに取り組むことができる環境の提供	◇男女に関係なく競技力向上から健康増進まで多様な目的に合わせたスポーツ教室の開催	スポーツ課

## II、思春期、妊娠・出産期、更年期の女性の健康づくり

生涯を通じた女性の健康の保持・増進のため、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など各ライフステージに応じた正しい情報の提供や支援を行います。また、妊娠・出産・避妊に関する女性の権利と男性の責任についての啓発を行います。

推進施策	実施事業	担当部署
⑦妊娠・出産・避妊に関する女性の権利と男性の責任についての啓発	◇保健師や助産師による妊産婦訪問指導の実施 ◇妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相談の実施 ◇妊婦とその家族に妊娠、育児の模擬体験を交えた教室「パパママ教室」の開催	こども保健福祉課
	◇未成年に対するデートDV 予防教育出前講座の実施	男女共同参画課
⑧妊産婦・乳幼児とその親への保健サービス・相談の充実	◇妊婦一般健康診査、産婦健康診査、乳幼児健康診査の実施 ◇育児相談、育児学級の実施 ◇妊産婦、乳幼児訪問指導の実施 ◇妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相談の実施 ◇産後ケア訪問事業の実施 ◇子育て世代包括支援センター相談窓口「すくすくルーム」での妊産婦および乳幼児育児相談の実施	こども保健福祉課
⑨子どもの生活リズム向上のための取り組みの推進	◇推進委員会における幼稚園・保育園・こども園・小中学校のモデル校園での実践活動の実施 ◇講演会等による保護者への啓発	こども未来課 (青少年育成室)
⑩企業等への妊娠出産に関する健康管理について啓発	◇妊婦健康相談の実施（母性健康管理指導事項連絡カードの使用について啓発）	こども保健福祉課
⑪専門家による相談の充実 (再掲 基本目標 3-(2)-③)	◇精神科医師等による精神保健相談の実施	保健予防課
⑫ライフステージに応じた情報提供	◇更年期などライフステージに応じたテーマの講座の実施や情報提供	男女共同参画課

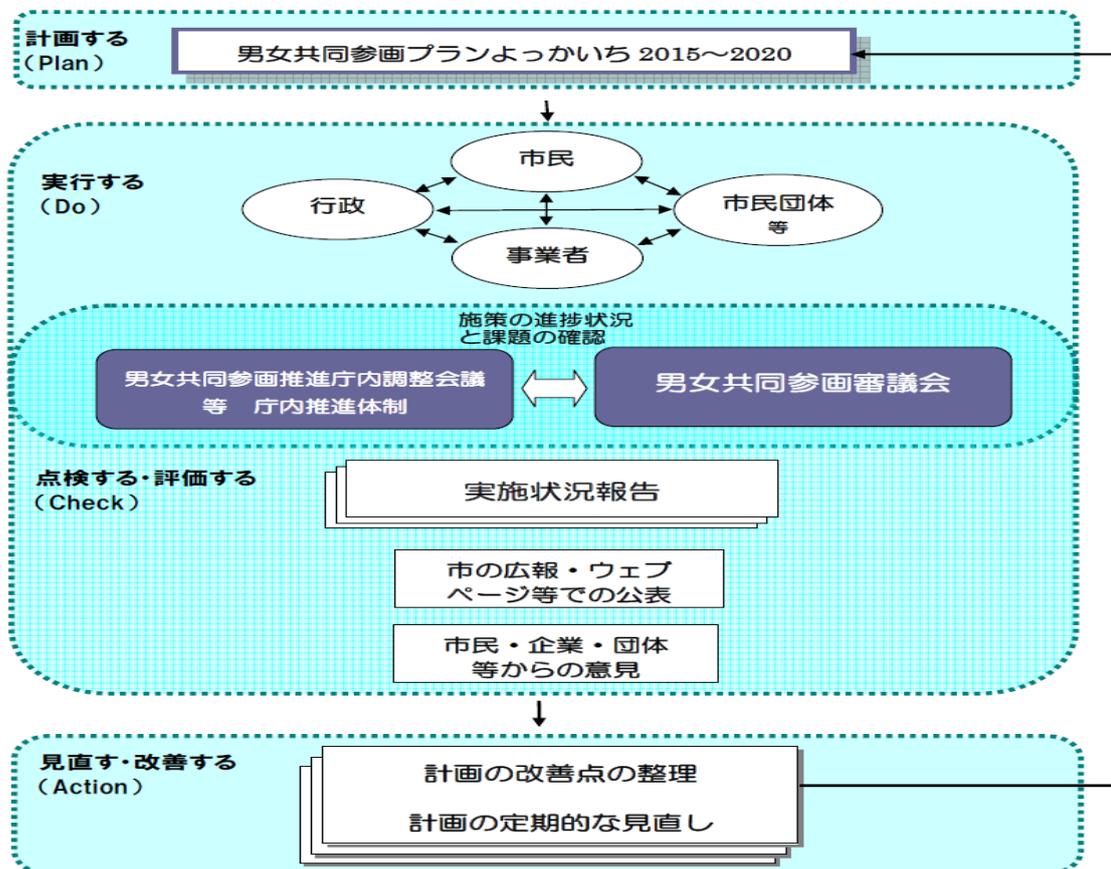
## ■ 第4章 男女共同参画プランの 推進にあたって ■

# 1 推進体制

## (1) 進捗状況の評価と公表

このプランにおける施策の進捗状況や評価については、毎年度、四日市市男女共同参画推進条例第9条に基づき、報告書を作成し、公表します。なお、評価につきましては、毎年度施策実施する各課が作成し、男女共同参画課が報告書として取りまとめ、男女共同参画審議会および男女共同参画推進庁内調整会議にて検証します。また、重点課題を設定した指標による進捗状況および評価結果とともに本市ホームページ等により市民へ公表します。なお、その評価結果については、事業計画に反映させていきます。

男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 推進体制フロー

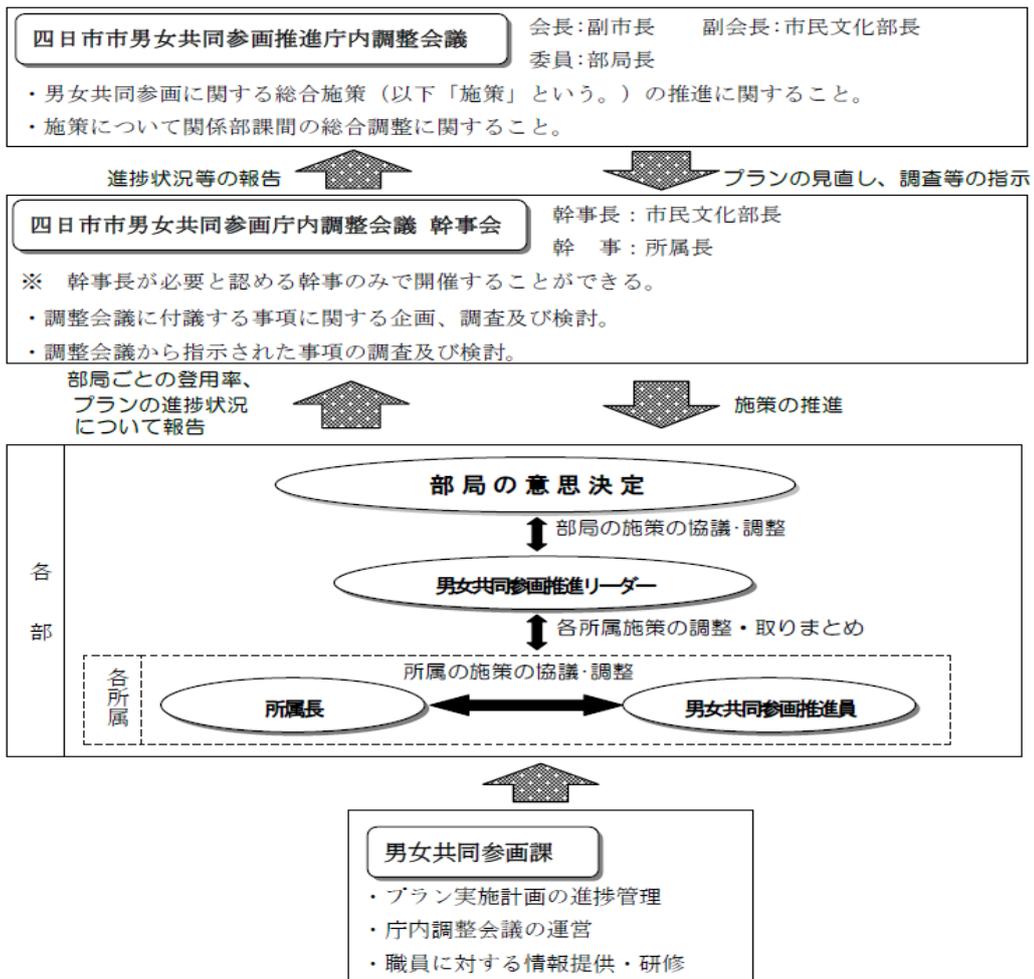


## (2) 庁内推進体制の充実

本市における男女共同参画社会の形成に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、四日市市男女共同参画推進庁内調整会議を開催し、全庁的に男女共同参画施策を推進します。

また、本市職員すべてが男女共同参画意識を、男女共同参画を推進するのはすべての職員の役割であることの認識を持たせるために、男女共同参画推進リーダーや男女共同参画推進員を中心に、年間2回以上の研修を行います。

## 庁内推進体制フロー図



### (3) 男女共同参画推進に向けた協働・連携

男女共同参画社会の実現は、市の施策だけでは解決できない課題もあります。四日市市男女共同参画推進条例にもあるように、市民及び事業者、市民団体等との協働のもと取り組みを進めていくとともに、国や県、関係機関等とも連携を図っていきます。

また、DV被害者の保護や支援については、県や関係機関、警察等としっかり連携をとりながら被害者の安全を確保し、自立に向けた支援を行っていきます。

## 2 目標指標の説明及び参考指標一覧

### 【目標指標】

基本目標	重点課題	項目	H25 実績値	H29 実績値	H32 目標値	指標説明
1 男女共同参画社会実現のための意識づくり	(1) 市民意識の広がり	さんかくカレッジ講座参加者のうち、男女共同参画を理解した人の割合 (理解した人/アンケート数)	67%	66%	80%	啓発により市民意識を高めるために、さんかくカレッジ等の講座を開催しており、その参加者アンケートから男女共同参画を理解した人の割合を指標とした。目標については、講座に参加した人のうち、理解した人が現状では6割ほどであるため、理解した人を今以上に増やすこととし80%と設定した。 (H24:66%)
	(2) 次代を担う子どもへの教育	男女平等教育の出前講座開催数	66回	64回	90回	男女平等について学ぶ有効な一つの手段として、男女共同参画課が学校等へ行っている男女平等教育の出前講座の開催数を指標とした。目標については、市内のすべての公立の幼稚園、保育園、こども園、小学校の2/3程度で人権擁護委員の協力のもと行い、中学校については1/2程度、それ以外(私立、高校、大学)については1/3程度で講座を開催することとして、90回を設定した。
2 社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進	(1) 女性の政策・方針決定過程への参画	審議会等の女性委員比率	32.2%	34.8%	40%以上 60%以下	女性の政策方針決定過程への参画を高めるために、市民が参加する審議会等の女性委員比率を指標とした。目標については、一方の性が40%より少なくならないように設定した。
		市の管理職(課長級以上)の女性割合	16.6%	17.0%	25%	市の組織内部において政策方針決定の場で女性の参画を進めるため、市の管理職(課長級以上)の女性割合を指標とした。目標については、過去5年の上昇幅(5.2)を上回る上昇(8.0)となるよう、女性割合の目標を25%と設定した。 (H21:11.8%、H26:17.0%)

基本 目標	重点 課題	項目	H25 実績値	H29 実績値	H32 目標値	指標説明
2 社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進	(2) 男性の家事・育児・介護等への参画	市職員における男性の育児休業取得人数（累計）	5人 (H20-H25)	6人 (H27-H29)	12人 (H27-H32)	男性の家事・育児・介護等参画を促す社会環境づくりを進めていくため、市として率先して男性の育児休業取得促進を行うこととし、市職員における男性の育児休業取得人数を指標とした。目標については、過去6年間の男性の育児休業取得人数が5人であったのを2倍以上とし、6年間で12人にする設定とした。
	(3) ワーク・ライフ・バランスの促進	男女がいきいきと働き続けられる企業表彰の数（累計）	6社	11社	15社	ワーク・ライフ・バランスを促進するには、企業や事業所における育児・介護休業制度等の整備や取得しやすい環境づくりが必要であることから、そうした環境づくりを行っている企業（男女がいきいきと働き続けられる企業）の表彰の数を指標とした。目標については、平成21年度から平成25年度までの企業表彰数6社（累計）であるのを、目標年度には2倍以上の15社（累計：再受彰除く）と設定した。
	(4) 地域の推進	自治会長における女性の割合	2.5%	5.2%	10%	女性が地域活動をする場は増えてきているものの、リーダーは、まだまだ男性が多いのが現状であることから、自治会長における女性の割合を指標とした。目標については、国の第4次男女共同参画基本計画の目標と同じ10%と設定した。
	(5) 国際化に 参画	ふれあい交流事業、生活講座、防災セミナー等参加人数	548人	1,344人	600人	市内には多くの外国人が在住し、男女共同参画を含めた、互いの文化や習慣の違いなどを理解しあう必要があることから、外国人市民と交流の機会をもつふれあい交流事業、生活講座、防災セミナー等の参加人数を指標とした。目標については、ここ数年の参加人数が500人程であり、実績値以上の目標とするという考えのもと設定した。 (H24:519人)

基本 目標	重点 課題	項目	H25 実績値	H29 実績値	H32 目標値	指標説明
3 配偶者等からの暴力を許さない社会への SVAJUNION	(1) 識 づくり DVを許さない意	DV及びデートDV防止にかか る講座の受講者数	—	1,890 人	3,000 人	DV及びデートDVについて、より多くの人の理解、関心を得、社会の中での認識を広める必要があることから、DV及びデートDV防止のための講座の受講者数を指標とした。目標については、実績を上回る3,000人と設定した。 (H28:2,910人)
	(2) 安 心して相 談でき る体制 づくり	婦人相談員の外部研修派遣回数	23回	22回	48回	婦人相談員の資質向上と情報収集を行うことで、より安心な体制を整えるため、婦人相談員の外部研修派遣回数を指標とした。目標については、4人の婦人相談員がそれぞれ月1回程度外部研修に参加するとして、48回と設定した。
	(3) 被 害者等 の保護 充実 と加害 者対策	四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議開催数 (部会、研修会含む)	14回	14回	14回 以上	DVや児童虐待の被害者を保護するにあたっては、多くの関係機関が連携する四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の会議開催数を指標とした。目標については、年間必要とされる開催数以上と設定した。
	(4) 被 害者等 の生活 安定 と自立 支援	自己尊重講座(被害者支援のための講座)の受講者数(累計)	54人 (H24-H 25)	74人 (H27-H 29)	180人 (H27-H 32)	DV被害者への自立支援の重要な一つとして精神的サポートを行うため、DV被害を受けている女性が自分を取り戻し、自分の存在価値を認めることができる機会とする講座(自己尊重講座)の受講者数を指標とした。目標については、実績を上回る毎年30人以上、6年間で180人以上が受講することと設定した。
4 個人が 尊重され、 安心して 生活でき る社会 への SVAJUNION	(1) 自 立のた めの支 援	起業支援講座の受講者数	—	87人	110人	自立のための第1歩として、市が開催している起業支援講座(女性起業家育成支援講座【育成講座、ジャンプアップ講座】及びプチ起業入門講座)の受講者数を指標とした。目標としては、募集定員である110人と設定した。

基本目標	重点課題	項目	H25実績値	H29実績値	H32目標値	指標説明
4	(2) 生涯を通じた心と体の健康づくり	妊娠11週以下での妊娠の届出率	94.2%	94.4%	95%	胎児の成長の様子、胎盤の状況、母体の身体の状態を早期に把握し、安全な妊娠、出産につなげるため、妊娠11週以下で受診し、妊娠届出をすることが大切であることから、妊娠の届出率を指標とした。目標としては、過去4年間の平均値を上回る95%以上とした。

### 【参考指標】

基本目標	項目	H29実績値等	備考
1	男女の地位が平等と感じている人の割合(※)	13.2%	平成29年8月調査
	「男は仕事、女は家事・育児」といった固定的な役割分担意識に否定的な市民の割合(※)	71.7%	平成29年8月調査
	男女共同参画センター利用者数	10,786人	平成29年度実績
2	四日市男女共同参画人材リスト登録者数	146人	平成30年4月1日現在
	女性の市議会議員の割合	6.1%	平成30年4月1日現在
	家族経営協定の締結数	33件	平成30年4月1日現在
	民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	7.0%	平成29年度四日市市雇用実態調査より
3	男女共同参画センターにおける相談件数 上記の内、DVに係る相談件数	2,801件 (1,453件)	平成29年度実績
	一時保護を行った件数と人数	件数 4件 人数 17人	平成29年度実績
	DV防止法による保護命令の発令件数	1件	平成29年度実績
4	ひとり親家庭等医療費助成受給者数	5,622人	平成30年4月1日現在
	児童扶養手当受給者数	2,256人	平成30年4月1日現在
	男性向け相談の件数	26件	平成29年度実績
	臨床心理士相談の件数	46件	平成29年度実績

(※)の意識調査にかかる数値については、おおむね5年に1回調査を行う。



## 參考資料



## 男女共同参画のあゆみ

	国連の動き	日本の動き	三重県の動き	四日市市のあゆみ
1975年 (昭50)	国際婦人年 国際婦人年世界会議(メキシコ シティ)「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催		
1977年 (昭52)		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館オープン	「婦人関係行政推進連絡会 議」設置	
1979年 (昭54)	国連第34回総会「女子差別撤 廃条約」採択		「三重県婦人対策の方向」 (県内行動計画)策定	
1980年 (昭55)	「国連婦人の10年」中間年世 界会議開催(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動 プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名		
1981年 (昭56)		「国内行動計画後期重点目標」策 定		
1984年 (昭59)				「婦人に関する施策の連絡及 び調整の窓口」を教育委員会社 会教育課に設置
1985年 (昭60)	「国連婦人の10年」ナイロビ 世界会議(西暦2000年に向け ての)「婦人の地位向上のため のナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	三重県婦人問題推進協議会 から「三重県の婦人対策に関 する提言」提出	「婦人問題懇話会」を社会教育課 が実施
1986年 (昭61)				「四日市市婦人問題懇話会」が 発足
1987年 (昭62)		「西暦2000年に向けての新 国内行動計画」策定	「みえの第2次行動計画ー アイリスプラン」策定	
1988年 (昭63)				「四日市市婦人問題懇話会」が 婦人問題の現況及び問題点を 提言にまとめて市長に報告 「四日市市婦人問題研究会」が 発足
1989年 (平元)		学習指導要領改訂(高等学校家庭 科の男女必修等)		
1990年 (平2)	国連婦人の地位委員会拡大会 期 国連経済社会理事会「婦人の地 位向上のためのナイロビ将来 戦略に関する第1回見直しと 評価に伴う勧告及び結論」採択			「四日市市婦人問題研究会」か ら女性の地位向上を目指し、6 つの基本的な課題について提 言
1991年 (平3)		「育児休業法」公布		「四日市市婦人問題研究会」の 提言を受けて、女性行政担当課 設置を検討
1993年 (平5)				市民部に「女性課」を設置 「四日市市女性施策プランづ くり懇話会」が発足 市役所女性職員による「女性施 策検討会議」を開催
1994年 (平6)		男女共同参画室・男女共同参画審 議会(政令)・男女共同参画推進本 部設置	三重県女性センター開館	
1995年 (平7)	第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動要領」採択	「育児休業法」改正(介護休業制 度の法制化)	「みえの男女共同参画推進 プランーアイリスプラン2 1」策定(第3次)	「21世紀に向けての四日市市 女性施策プラン」を策定
1996年 (平8)		男女共同参画推進連携会議(えが りてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」 策定		「女性センター」を本町プラザ に開設、それと同時に女性課を 女性センター内に移転

	国連の動き	日本の動き	三重県の動き	四日市市のあゆみ
1997年 (平9)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布		「四日市市ファミリー・サポート・センター」を開設
1998年 (平10)			アイリス21推進連携会議 (アイリスネットワーク)設置	
1999年 (平11)		「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進)	男女共同参画推進協議会から提言「21世紀の三重県は男女共同参画社会」	「21世紀に向けての四日市市女性施策プラン」改定に着手
2000年 (平12)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定	三重県男女共同参画推進懇話会から提言 三重県男女共同参画推進条例公布(平13.1.1施行) 日本女性会議2000津開催	
2001年 (平13)		内閣府に「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間	三重県男女共同参画審議会設置 「女性センター」を「男女共同参画センター」に改称	
2002年 (平14)		アフガニスタンの女性支援に関する懇話会開催 男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」、「平成13年度監視」、「苦情処理等システム」	三重県男女共同参画基本計画策定 三重県男女共同参画基本計画第一次実施計画策定	「女性と男性のための共同参画プランよっかいち」を策定
2003年 (平15)		男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」	男女共同参画審議会から県事業に対する評価提言を初めて実施 男女共同参画年次報告を初めて作成	「四日市市男女共同参画推進協議会」を設置 「四日市市男女共同参画都市宣言」
2004年 (平16)		男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 「配偶者暴力防止法」改正 「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定		
2005年 (平17)	国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	三重県男女共同参画基本計画第二次実施計画策定	「四日市市男女共同参画推進協議会」が「四日市市男女共同参画推進条例(仮称)の骨子に関する提言」を市長に提出(1月)
2006年 (平18)		「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画策定	「四日市市男女共同参画推進条例」(公布3/28 施行4/1) 「女性課」、「女性センター」を「男女共同参画課」、「男女共同参画センター」に改称(4/1) 「四日市市男女共同参画審議会」を設置(7/1) 同審議会へ男女共同参画推進基本計画について諮問 条例制定記念「つどい」事業 内閣府奨励事業を開催(10/1) 男女共同参画センターの愛称を「はもりあ四日市」に決定(10/1) 男女共同参画に関する市民意識調査を実施(10月)

	国連の動き	日本の動き	三重県の動き	四日市市のあゆみ
2007年 (平19)		「配偶者暴力防止法」改正公布	三重県男女共同参画基本計画一部改訂 みえチャレンジプラザを開設 三重県男女共同参画基本計画第三次実施計画策定	「四日市市男女共同参画審議会」から「男女共同参画推進基本計画」について答申(6/19)
2008年 (平20)		男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)元年」と位置づけ		
2009年 (平21)		第6回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 「育児・介護休業法」改正	三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画改定	
2010年 (平22)	国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」策定		「男女共同参画プランよっかいち」を策定
2011年 (平23)	UN Women 正式発足		第2次三重県男女共同参画基本計画策定 三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画改定	「男女共同参画プランよっかいち実施計画」を策定
2012 (平24)	第56回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定	第2次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」策定	「四日市市男女共同参画審議会」から「四日市市 DV 防止基本計画(仮称)」について答申
2013 (平25)		「配偶者暴力防止法改正」 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる		「四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画」を策定 男女共同参画に関する市民意識調査を実施(8月)
2014 (平26)	第58回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	「日本再興戦略」に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる。 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」開催	「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第4次改定 輝く女性応援会議 in 三重開催 女性の活躍推進三重県会議設立	「四日市市男女共同参画審議会」から「(仮称)次期男女共同参画基本計画」の考え方について答申
2015 (平27)	国連「北京+20」記念会合 UN Women 日本事務所開設	「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAWI2015)開催 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	女性の活躍推進三重県会議1周年記念大会開催	「男女共同参画プランよっかいち2015~2020」策定
2016 (平28)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 「女性活躍加速のための重点方針2016」策定	「第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画」策定 「女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画」策定	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく四日市市特定事業主行動計画」策定
2017 (平29)		「女性活躍加速のための重点方針2017」策定		

## ○男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日）（法律第七十八号）

### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣

議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(以下略)

## ○四日市市男女共同参画推進条例（平成18年3月28日条例第6号）

### 前文

私たちが目指す社会は、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、お互いが責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会であり、その実現は21世紀の最重要課題の一つである。

四日市市では、「四日市市男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んできたが、現状においては、性別にかかわる差別及び男女の固定的な役割分担意識その他これらに基づく制度及び慣行は根強く、男女共同参画の推進の妨げになっている。

このような認識から、私たちは、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、家庭、学校、職場、地域など社会の様々な分野において市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、社会の様々な分野で、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって様々な分野における活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

#### （基本理念）

第3条 本市における男女共同参画の推進は、次の各号に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されるなど男女の個人としての尊厳及び人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮され、男女が多様な生き方を選択することができること。
- (3) 男女が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、家庭、学校、職場、地域その他の社会の様々な分野で、方針の立案から評価に至るまでの各過程において共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動及び当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会の様々な分野における活動を両立して行うことができること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び本市における国際化の進展を考慮し、国際理解及び国際協力の下に男女共同参画の推進が行われること。

#### （市の責務）

第4条 市は、社会の様々な分野における活動に参画する機会について男女間の格差を積極的に是正するなど、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画推進施策について、市民及び事業者と協力し、及び連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画を推進するため、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

4 市は、男女共同参画推進施策に関し、国、県等に対して様々な働きかけを積極的に行うとともに、その実施について国、県等と協力し、及び連携を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、男女の平等な参画の機会を確保するなど、男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たって、その雇用における男女の平等な機会及び待遇を確保するなど、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、職業生活における活動及び家庭生活における活動その他の活動を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による差別的取扱いの禁止)

第7条 何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) 職場その他の社会的関係において、他人を不快にさせ、かつ、個人の就業環境その他の生活環境を害する性的な言動

(3) 前号に規定する言動を受けた個人の労働条件等に対して不利益を与える対応

(4) 男女間における暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動

(広報等における表現への配慮)

第8条 何人も、広報、報道、広告その他の広く市民を対象とした媒体における表現について、第3条に規定する基本理念に配慮するよう努めなければならない。

## 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第9条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ四日市市男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、市民及び事業者の意見を反映できるよう措置を講ずるものとする。

3 市は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(男女共同参画を推進するための措置)

第10条 市は、政策等の立案から評価に至るまでの各過程において男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市は、審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに類するものをいう。）の委員を委嘱し、又は任命する場合には、委員の構成に配慮するなど男女の意見が広く取り入れられるよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画を推進するため、市職員について、市の政策等の立案から評価に至るまでの各過程において男女の平等な参画の機会が確保されるよう努めるものとする。

4 市は、市民及び事業者に対し、方針の立案から評価に至るまでの各過程における男女共同参画を推進するため、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(家庭生活における活動及びその他の活動の両立支援)

第11条 市は、男女がともに育児、介護その他の家庭生活における活動及び当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会の様々な分野における活動の両立を円滑にできるようにするため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(雇用の分野における男女共同参画)

第12条 市は、必要があると認めたときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求め、又は当該報告に応じ必要な助言を行うことができる。

(教育及び学習に対する措置等)

第13条 市は、市民及び事業者の男女共同参画についての理解を促進するため、教育及び学習の場において必要な措置を講ずるとともに、必要な普及広報活動を行うよう努めるものとする。

(生涯にわたる健康に対する支援)

第14条 市は、男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等について、互いの意思や権利を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活ができるように情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(国際的理解及び協力)

第15条 市は、国際的な理解及び協力の下に男女共同参画を推進するため、海外の地域等との情報交換その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談の申出への対応)

第16条 市は、市民から性別による権利侵害に関する相談の申出があった場合は、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見、苦情等の申出への対応)

第17条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、意見、苦情等を市に申し出ることができる。

2 市は、前項による申出を受けたときは、これに適切かつ迅速に対応するものとする。

3 市は、前項の対応を行うに当たって必要があると認めたときは、四日市市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(調査及び研究)

第18条 市は、基本計画を策定し、及び男女共同参画推進施策を実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(年次報告)

第19条 市は、毎年度1回、基本計画に基づく男女共同参画推進施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(拠点施設)

第20条 市は、男女共同参画推進施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する活動を支援するための拠点施設として四日市市男女共同参画センターを設置する。

#### 第4章 四日市市男女共同参画審議会

(四日市市男女共同参画審議会の設置)

第21条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査、評価及び審議するため、四日市市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査、審議及び答申をするものとする。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策の基本的事項及び重要事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要と認められた事項について調査及び審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第22条 審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員15人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

（委員）

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第24条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（部会）

第25条 審議会は、第17条第1項の規定による意見、苦情等その他専門の事項を調査、評価及び審議するため必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会には、前項に規定する委員のほか、必要に応じて専門の知識を有する者のうちから、市長の委嘱により、専門委員を置くことができる。

第5章 補則

（委任）

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（以下略）

## ➤ 用語解説

用語	解説
あ行	
エンパワメント	力をつけること。政策・方針決定の場に参画できる能力などを身に付けること。また、それによって個人が力を持った存在になること。
SNS (ソーシャル・ネットワーク・サービス)	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスのこと。
か行	
家族経営協定	家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。
キャリア教育	将来の社会的・職業的自立に必要な能力等を育成するために、子どもたちが現在の学習と実社会のつながりを意識し、目的をもって学べるよう、体系的な教育を進めること。
さ行	
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があり、一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」がある。このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ジェンダーの視点	「社会的文化的に形成された性別」（ジェンダー）が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするもの。 このように、「ジェンダーの視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあり、その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。
ジェンダー・ギャップ指数	各国における男女格差を測る指数で、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから作成されたもの。
ストーカー行為	同一の者に対し、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、つきまとい等を反復して行うこと。

用語	解説
スーパービジョン	スーパービジョン（super vision）とは、スーパーバイザー（指導する者）とスーパーバイジー（指導を受ける者）との間における対人援助法で、相談員などの対人援助職者が常に専門家としての資質の向上を目指すための教育方法のこと。
性的マイノリティ（性的少数者）	同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのことをいいます。性的少数者ともいいます。Lesbian [レズビアン(女性同性愛者)]、Gay [ゲイ(男性同性愛者)]、Bisexual [バイセクシュアル(両性愛者：両性に惹かれる人)]、Transgender [トランスジェンダー(体と心の性に違和感がある人。体の性別と異なる性別で生きるまたは生きたい人。)] の頭文字をとったLGBT も性的マイノリティに含まれます。
性別による固定的な役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。
セクシュアル・ハラメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るもの。
積極的改善措置	「ポジティブ・アクション」のこと。様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。 男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。
た行	
男女がいきいきと働き続けられる企業表彰	四日市市内に本店又は主たる事業を置き、男女がいきいきと働き続けることができる環境づくりを推進している企業に対し表彰する制度。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
デートDV	交際相手からの暴力（DV）のこと。暴力には、殴る・蹴るなどの「身体的暴力」だけでなく、ばかにしたり無視し続けたりするなどの「精神的暴力」、借りたお金を返さないなどの「経済的暴力」、性的な行為を強要するなどの「性的暴力」、親族や友人との付き合いを制限するなどの「社会的暴力」などがある。
ドメスティック・バイオレンス（DV、配偶者からの暴力）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身

用語	解説
	体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。
は行	
配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行う施設のこと。
ファミリー・サポート・センター	仕事と育児の両立と地域の子育てを支援するため、育児サービスを受けたい「依頼会員」と育児サービスを提供できる「援助会員」の双方を募り、有償で助け合うシステム。保育所への子どもの送迎、保育所の開始前や終了後に子どもを預かってもらえるなどのサービスが受けられる。
保護命令制度	配偶者からの身体に対する暴力を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、又は、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた被害者が配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型がある。生活の本拠を共にする交際相手から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者についても準用されることにより、上記と同様の場合に保護命令が発せられる。
ま行	
マタニティ・ハラズメント	働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせのこと。
メディアリテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
や行	
四日市市男女共同参画人材リスト	教育・保健福祉・文化芸術・環境・まちづくりなど様々な分野で明確な意見を持っている女性を本人の希望により登録し、各種審議会・委員会など政策決定にかかわる組織の人選に役立てる目的で市が作成しているリストのこと。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。





《男女共同参画推進プランよっかいち 2015～2020》

後期 平成 30(2018)年度～平成 32(2020)年度

平成 30 年 12 月 四日市市

担当 四日市市 市民文化部 男女共同参画課

〒510-0093 四日市市本町9番8号

電話 059-354-8331 FAX 059-354-8339